

# 一般会計予算決算常任委員会記録

平成29年2月28日

【開催日】 平成29年2月28日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後5時25分

【出席委員】

委員長	小野 泰	副委員長	松尾 数則
委員	岩本 信子	委員	岡山 明
委員	河野 朋子	委員	笹木 慶之
委員	下瀬 俊夫	委員	中村 博行
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	今本 史郎	総務部次長兼総務課長	岩本 良治
総務課主幹	石田 隆	人事課長	城戸 信之
人事課主幹	辻村 征宏	人事課給与係長	林 善行
税務課長	藤山 雅之	税務課課長補佐兼固定資産係長	伊與木 登
消防課長	幸池 章	消防課主幹	岩村 淳
消防課消防庶務係長	和田 英樹	消防課消防団係長	松岡 賢吾
総合政策部長	川地 諭	企画課長	河口 修司
企画課課長補佐	河田 圭司	企画課主査兼企画係長	杉山 洋子
企画課主査	村田 浩	企画課企画係主任	宮本 渉
財政課長	篠原 正裕	財政課主査兼財政係長	山本 玄
財政課調整係長	西崎 大	情報管理課長	山根 正幸
情報管理課課長補佐兼情報政策係長	石橋 啓介		
文化・スポーツ振興部長	姫井 昌	文化・スポーツ政策室長	船林 康則
スポーツ振興課長	川崎 信宏		
市民生活部長	佐久間 昌彦	市民生活部次長兼生活安全課長	井本 雅友
環境課長	井上 正満	環境課課長補佐	木村 清次郎
環境課生活衛生係長	岩壁 裕樹	環境課環境保全係長	縄田 誠
環境調査センター所長	山下 貢治	環境事業課長兼環境衛生センター所長	渡邊 育学
環境事業課課長補佐	池田 康雄		
健康福祉部長	河合 久雄	高齢福祉課長	吉岡 忠司

高齢福祉課主幹兼福祉指導監査室長	塚本晃子	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	尾山貴子
高齢福祉課主査兼介護保険係長	河上雄治	高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊
障害福祉課長	兼本裕子	障害福祉課課長補佐兼障害支援係長	岡村敦子
障害福祉課障害福祉係長	大坪政通	社会福祉課長	深井篤
社会福祉課主幹	渡部勝也	こども福祉課長	川崎浩美
こども福祉課課長補佐兼こども未来室長	大濱史久	こども福祉課主査兼子育て支援係長	別府隆行
こども福祉課保育係長	山田寿実子	国保年金課長	桶谷一博
国保年金課主幹	安重賢治	健康増進課長兼地域医療対策室長	岩佐清彦
健康増進課課長補佐兼母子保健係長	河野静恵		
産業振興部長	芳司修重	産業振興部次長兼農林水産課長	高橋敏明
商工労働課長兼企業立地推進室長	白石俊之	商工労働課課長補佐	山本修一
商工労働課主査兼商工労働係長	工藤歩	農林水産課課長補佐兼水産係長	中村景二
農林水産課主査兼耕地係長	銭谷憲典	農林水産課農林係長	森山喜久
建設部長	多田敏明	土木課長	榎坂昌歳
土木課課長補佐	泉本憲之	土木課主査兼管理係長	石谷隆男
土木課道路整備係長	金田健	都市計画課長	森一哉
都市計画課技監	山本修	都市計画課計画係長	大和毅司
下水道課長	柴田直幸	下水道課技監	森弘健二
下水道課主査兼維持係長	兼本浩二	下水道課計画係長	熊川整
建築住宅課長	中森達一	建築住宅課主幹	平中孝志
成長戦略室長	大田宏	成長戦略室副室長	大谷剛士
山陽総合事務所長	吉藤康彦	地域活性化室長	山相信安
教育長	江澤正思	教育部長	尾山邦彦
教育総務課長	古谷昌章	教育総務課主査	森重豊浩
教育総務課学校施設係長	池田哲也	学校教育課長	笹村正三
学校教育課課長補佐	井上岳宏	学校教育課主査	古屋憲太郎
社会教育課長	和西禎行	社会教育課課長補佐兼青少年係長	臼井謙治
中央図書館長	山本安彦	中央図書館副館長	川上公志郎
厚狭図書館長	山根裕幸	議会事務局庶務調査係長	島津克則
選挙管理委員会事務局長	藤村安彦	選挙管理委員会事務局次長	亀田政徳

【事務局出席者】

局長	中村聡	局次長	清水保
----	-----	-----	-----

【審査事項】

- 1 議案第2号 平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）に

ついて

---

午前 10 時 開会

---

小野泰委員長 ただいまから一般会計予算決算常任委員会を開会します。議案第 2 号平成 28 年度山陽小野田市一般会計補正予算(第 8 回)について、お手元の審査日程表のとおり審査を行います。最初に審査番号 1 番の総括説明と歳入関係について、執行部の説明を求めます。

篠原財政課長 平成 28 年度山陽小野田市一般会計補正予算(第 8 回)について、まず財政課から総括的な説明をします。今回の補正の主なものは、決算を見込んでの補正のほか、寄附金など取り急ぎ措置すべき案件の補正です。では、補正予算の 1 ページ、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 11 億 5,283 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 324 億 3,352 万 5,000 円とするものです。次に 2 ページ、3 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正の歳入として、2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、9 款地方特例交付金、12 款分担金及び負担金から 18 款繰入金、20 款諸収入、21 款市債において、補正額を計上しています。次に 4 ページ、5 ページ、歳出として 1 款議会費から 12 款公債費において補正額を計上しています。次に 7 ページ、第 2 表繰越明許費補正として個人番号カード等交付関連事務委任事業のほか九つの事業について、金額を設定しています。8 ページ、第 3 表債務負担行為補正として山口東京理科大学薬学部校舎建設事業について期間及び限度額の変更をしています。以上、総括的な内容について説明しました。続いて、9 ページからの事項別明細書において、歳入のうち一般財源である 2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、9 款地方特例交付金、18 款繰入金、20 款諸収入のうち 4 項 3 目 1 節の過年度収入については、歳出の説明の前にそれぞれ担当課が説明し、その他の歳入については、歳出の説明に併せて説明します。それでは、歳出の説明に入る前に歳入の一般財源について説明します。12 ページ、上段の 2 款 2 項 1 目 1 節の自動車重量譲与金については、1,500 万円を減額計上しています。この自動車重量譲与税は、6 月、11 月、3 月と年度に 3 回に分けて譲与されるものですが、これまでの 6 月、11 月の譲与実績では、対前年度で約 15%減の譲与額となっています。このため、これらの実績を勘案し、予算額を 1,500 万円減額し、1 億 500 万円とするものです。次の 3 款 1 項 1 目 1 節の利子割交付金については、1,100 万円を減額計上しています。この利子割交付金は 8 月、12 月、3 月と年度に 3 回に分け

て交付されるものですが、これまでの8月、12月の交付実績において、対前年度で約55%減の交付額となっています。このため、これらの実績を勘案し、予算額を1,100万円減額し、1,000万円とするものです。続いて、9款1項1目1節の地方特例交付金については、629万6,000円を増額計上しています。この地方特例交付金については、平成28年度の交付額が決定したことに伴い、予算額を629万6,000円増額し、3,629万6,000円とするものです。次に22、23ページ、18款1項1目1節の財政調整基金繰入金については、このたびの補正に係る財源調整により、3億9,599万8,000円を減額し、予算額を4億1,968万4,000円としています。このたびの補正により、財政調整基金の予算上の残高は37億8,867万1,000円となります。以上、歳入の一般財源について説明しました。

小野泰委員長 それでは執行部の説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

岩本信子委員 歳入で減となっているんですが、自動車重量譲与税と利子割交付金。原因は何ですか。

篠原財政課長 自動車重量譲与税は、国税として自動車の車検の際とかに徴収されるわけですが、その40%程度市町村に交付されます。市町村道の延長及び面積で案分されて交付されるもので、原因としては税収そのものが減っていると推測しています。利子割交付金については、預貯金に係る利子の率が相当下がっていますので、地方財政改革、国も29年度も相当低い率となっており、利子の率の減少によって、利子に対する課税が減っていることが原因と思われます。

小野泰委員長 ほかにありませんか。ないようでしたら、審査番号2番について、執行部の説明を求めます。

島津議会事務局庶務調査係長 28、29ページ、1款1項1目議会費の補正について説明します。1節報酬の130万3,000円の減額は、昨年12月5日付けで1名、議員が辞職しましたので、以降の報酬を減額補正するものです。14節使用料及び賃借料153万8,000円の減額についてですが、議場設備更新事業の入札を9月に実施し、10月、11月に工事、調整を行い、12月定例会から新システムでの中継を開始しました。12月分から月額38万3,508円のリース料の支払が始まり、今

年度の支払額が確定したことから、不用額を減額補正するものです。

岩本総務部次長 28、29ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、13節委託料、警備委託料について、入札の結果、不用額を生じましたので、175万9,000円を減額補正するものです。これにより、一般管理費は、同額が減額となり、補正後の予算額は、13億3,751万5,000円となります。

城戸人事課長 選挙費を除く人件費全般の補正について説明します。このたびの補正は、山口東京理科大学との職員の人事交流及び職員派遣に伴う給与費負担金の調整と人事異動及び普通退職者の退職手当の調整ほか、退職手当他会計負担金に係る補正です。まず、歳出について説明します。28、29ページ、2款総務費1項総務管理費2目人事管理費19節負担金、補助及び交付金の956万4,000円の増額は、山口東京理科大学交流職員給与費負担金です。現在、山口東京理科大学から交流職員として、2名の職員が本市で勤務しており、また、本市から事務応援として2名の職員を大学に派遣しています。この職員の給与費については、山口東京理科大学との協定により、それぞれ受入側が当該職員の給与費を負担することとしていますので、このたび本市で受け入れています大学の職員2名分の給与費を負担金として大学側に支払うものです。次に、44ページ、45ページ、4款衛生費1項保健衛生費5目環境調査センター費は、人事異動に伴う人件費の調整として、計111万円を増額するものです。内訳としては、2節給料が76万2,000円の増、3節職員手当等が10万7,000円の増、4節共済費が24万円の増、19節負担金、補助及び交付金が1,000円の増です。次に、54、55ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費3節職員手当等の43万4,000円の増額は、普通退職者1名の退職手当です。それでは、続いて、歳入について説明します。22ページ、23ページ、20款諸収入4項雑入2目雑入2節総務費雑入ですが、まず、派遣職員給与費負担金1,551万9,000円は、歳出の項で説明したとおり、山口東京理科大学との協定に基づき、本市から大学に派遣している職員2名分の給与費についての大学側の負担金です。次の退職手当他会計負担金1,800万9,000円については、今年度の退職者に係る水道局、病院局での在職期間に応じた負担金です。内訳は、水道局が1名分で8万7,000円、病院局が5名分で1,792万2,000円です。

川崎スポーツ振興課長 30ページ、31ページ、今回の補正は、レノファ山

口の練習拠点となるクラブハウス機能を備えた交流施設の建設が完了したことによるものです。この施設は、9月に契約し、11月に着工、1月に完成しました。構造は、軽量鉄骨造、平屋建て、面積は374㎡で、レノファ専用部分が6割、レノファが使用しないときの一般開放部分が4割です。予算について説明します。歳出、2款1項28目スポーツ施設費で、11節需用費14万円の減額は、光熱水費のうち水道代と電気代を公園管理者である県立おのだサッカー交流公園運営協会が一旦支払い、市の交流施設に取り付けた個メーターを基に算定した運営協会からの請求により市が運営協会に支払うことから、19節の負担金、補助及び交付金のサッカー交流公園運営協会負担金として計上しています。次に12節役務費24万円の減額は、建築確認申請ほか申請一式の手数料を工事請負費に含めたことから減額するものです。次に15節工事請負費を実績に基づき1,726万3,000円減額するものです。次に18節備品購入費、機械器具費8万7,000円の減額は、コンプレッサーを工事請負費に含めたことから減額するものです。次に19節負担金、補助及び交付金は、不用となった下水道受益者負担金10万円と水道加入納付金5万円の減額と公園管理者が支払った光熱水費のうち市の交流施設分の電気料、水道料、下水道使用料の合計38万円の増額です。以上、1,750万円減額し、補正後の額を1億8,760万4,000円とするものです。歳入については、レノファ山口から財産貸付収入として42万2,000円、雑入として光熱水費の2分の1相当額11万円をもらう予定としていましたが、貸付料算定のための固定資産仮評価額が算出されたことから、再計算しますと貸付料は15万7,000円となります。

山相地域活性化室長 2款総務費1項総務管理費29目厚狭地区複合施設費を350万円減額し、補正後の額を2,211万3,000円とするものです。補正の内容は、11節需用費のうち光熱水費を350万円減額しています。当初予算については、施設の規模等を勘案し計上していましたが、今回、決算を見込み減額補正するものです。

藤山税務課長 次に、2款総務費2項徴税费2目賦課徴収費13節委託料は、235万9,000円を減額するもので、山陽地区新規路線価付設事業業務委託の入札減によるものです。

藤村選挙管理委員会事務局長 32、33ページ、2款総務費4項選挙費3目参議院議員選挙費3,179万3,000円を908万7,000円減額し、補正後の額を2,270万6,000円とするものです。補正の原因

は、平成28年7月10日に執行された第24回参議院議員通常選挙の事務が終了したことによる実績に基づくものです。歳出補正の内訳については、主なるものとして、3節職員手当等、11節需用費は実績によるもの、13節委託料はポスター掲示場設置委託料及び人材派遣委託料の入札に伴う落札額の減によるもの、14節使用料及び賃借料はポスター掲示場借上げの入札に伴う落札額の減によるもの、18節備品購入費は投票用紙自動交付機等の選挙器具購入の入札に伴う落札額の減によるものです。歳入補正については、16、17ページ、ただ今、説明した歳出予算に充てる特定財源として、14款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金のうち3節国会議員選挙費国庫委託金、参議院議員選挙事務費を歳出補正と同額の908万7,000円減額するものです。次に32、33ページ、2款総務費4項選挙費5目漁業調整委員選挙費224万1,000円を217万1,000円減額し、補正後の額を7万円とするものです。補正の原因は、平成28年8月3日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員一般選挙において、立候補者が選挙されるべき委員の数を上回らなかったことにより、当該選挙が無投票となったことによるものです。歳出補正については、32ページから35ページ、1節報酬から18節備品購入費までにおいて、無投票により不用となった額を減額するものです。歳入補正については、20、21ページ、ただ今、説明した歳出予算に充てる特定財源として、15款県支出金3項委託金1目総務費委託金のうち4節選挙費県委託金、漁業調整委員選挙事務費を歳出補正と同額の217万1,000円減額するものです。

幸池消防課長 54、55ページ、9款消防費1項1日常備消防費19節負担金、補助及び交付金を1,048万5,000円減額するもので、消防組合の平成28年度の決算を見込んでの減額で、主な理由は早期退職者2名の発生や災害発生の減少等による人件費関係の減額が主なものです。次に9款1項2目非常備消防費8節報償費、報償金を353万8,000円増額するものです。これは消防団員の退職者が8人増加したことによるものです。この財源については、22、23ページ、20款4項2目9節消防費雑入を353万8,000円増額するもので、消防団員等退職報償金353万8,000円の増額で、消防団員等公務災害補償等共済基金から入ってくるものです。

小野泰委員長 それでは執行部の説明が終わりましたので、質疑をお願いします。まず議会事務局、それから総務、人事課、28、29ページ。議会費、総務管理費。



下瀬俊夫委員 議場の様々な設備が改善された効果、市民の側から、そういう評価が出ているかどうか。

島津議会事務局庶務調査係長 今までのシステムですと写りが悪いという苦情がかなりあったんですけども、システムが新しくなってからはそういった苦情は出ていませんが、良くなった場合に余り電話とかは掛かってきませんので、直接の反応は聞いていません。

岩本信子委員 大学の交流職員の件ですが、2名交流されているようですが、うちの負担金は956万4,000円、向こうからが1,500万ぐらいでしたかね。だから、市役所の職員とそちらの給料の差があるという考え方でよろしいんですか。

辻村人事課主幹 本市から派遣しています職員は、大学の事務応援ということで、財務関係、人事給与関係の精通者ということで、課長補佐級、係長級の職員を派遣しています。大学から受け入れていますのは、今年度新規採用された職員が2名派遣されていますので、議員の質問のとおり、職員の年齢、あるいは給与の差によるものです。

小野泰委員長 それでは次、スポーツ振興課。

岩本信子委員 レノファのクラブハウスの件ですが、貸付料のところで42万2,000円の財産収入となっているんですが、先ほど15万7,000円に固定資産税の評価を仕替えたらなったと、金額的にどういう計算をされているんですか。

川崎スポーツ振興課長 貸付料の計算については、山陽小野田市普通財産貸付料算定基準に基づいて算定をしました。その基準では固定資産税の評価額を基に貸付料を計算するわけですが、予算計上するときには固定資産税の仮評価が出てい didn't したので、私どもで実際の建設費の7掛けで計算をしたわけですが、2月10日にこの施設が完成して、市の税務課に評価依頼しました。それを基に計算すると、15万7,000円となったということです。

岩本信子委員 この貸付料が財産収入としていつ入ってくるんですか。

川崎スポーツ振興課長 貸付料については、当初予定として3月分をレノファからもらう予定でした。その予定で42万2,000円を一月分として計上しています。仮評価によって再計算をしたものが15万7,000円となっており、これも3月分です。

下瀬俊夫委員 これは最終補正じゃないんですか。最終補正でなぜそんな数字が出てくるのか。それが問題になっているんでしょ。

川崎スポーツ振興課長 予算要求したときに42万2,000円で計算しましたが、2月10日に建物ができて、その後、仮評価を税務課で出してもらった結果、数字が42万2,000円から15万7,000円の見込みで今、考えております。

姫井文化・スポーツ振興部長 本来であれば、この42万2,000円、3月の一月分ですという説明だけでよろしいかと思います。42万2,000円を見込んだ理由はこの補正を編成するとき、12月ぐらいから編成していくんですけど、そのときはまだ建物はできていませんでしたので、大体月42万円ぐらいかなという見込みで補正を出しています。先ほど川崎課長が言った十五万何がしについては、決算委員会で報告すべき数字であろうと思います。

河野朋子委員 この貸付料というのは、一億一千何百万円、市が負担していますが、その中のレノファの負担分ということですよ。それを何年か掛けて負担割合が分かってくるわけですけど、42万2,000円、次年度の予算にもこの数字を使って予算を組まれているということですよ。よろしいんですか。

川崎スポーツ振興課長 はい、そのとおりです。

河野朋子委員 そうなると、15万7,000円で計算すると、この一億一千何百万円のうちのレノファ分の負担割合がかなり低くなるということを今回の補正で知ったわけですけど、それは間違いないですか。

川崎スポーツ振興課長 その予定です。実際の固定資産の仮評価で計算したもので予定しています。

河野朋子委員 レノファのクラブハウス建設の決定するときの補正予算の説明

では、総額の半分はレノファに持ってもらうという部長の答弁があったと思うんですけども、これで計算するとかなりレノファの負担割合が低くなるということですが、その辺りの整合性はどうなるのでしょうか。

川崎スポーツ振興課長 単年度ですと、貸付料と光熱水費の負担で約300万程度になるのかなとも思っていますが、その300万円を複数年、支払ってもらうことによって、建設費の半分になるか分かりませんが、かなりの割合を負担していただけたらと考えています。

河野朋子委員 42万2,000円で大体半分ぐらいになると試算したんですけど、14万7,000円になるとかなり割合が変わるのではないかと確認ですけど、それは間違いないんですか。

姫井文化・スポーツ振興部長 当初、年間300万円か400万円と思っていたところで、それでいくと20年ぐらいで1億2,000万円、約半分もらえるかなと思ったところです。今回の十五万何がし、この根拠は普通財産の貸付基準によるものですので、これが一番正確な数字かと思っています。つまり、十五万何がしですと年間180万円ぐらいになるので、年数的には半分に到達するのが長くなるかなと、30年ぐらいで半分ぐらい負担してもらえるかなと思います。あくまでも考え方とすれば普通財産の貸付料で約何十年間掛けてもらうという考えです。

岩本信子委員 貸付料は分かったんですけど、光熱費とかの運営費ですよ。それは市が持つんですか。レノファからもらうことにはなっていないんですか。

川崎スポーツ振興課長 光熱水費、維持管理費については半分以上をレノファからもらう予定にしています。ガス、電気、水道を月額22万円で見込んでいますが、その半分以上をレノファからもらう考えです。

岩本信子委員 先ほどレノファが6割で市民が4割と言われましたよね。レノファが使っているときには市民が一切使えないという状況じゃないんですか。

川崎スポーツ振興課長 このクラブハウスはJリーグにライセンス申請した建物です。そのライセンスの申請をする際に条件があり、レノファの専用の建物か若しくは優先的な建物ということで優先的な建物ということで

選択しています。建物の6割部分をレノファが専用的に使い、残りの4割をレノファが使用しないときに一般開放する部分となっています。レノファが使用しないときは、夕方以降であったり、試合の当日であったり、移動のときであったりとかいうことで、土日それから平日の夕方以降が一般開放する時間帯かなと考えています。

下瀬俊夫委員 確認ですが、だから六四という割合は使用状況という意味じゃないわけですよ。結局、レノファが使っていない部分で建物の4割部分を使えるということですよ。そうすると使用割合でいけば、相当低くなるということですよ。それを確認したいと思います。もう一つは、光熱水費を建設費の半分、これにプラスされるんですか。

川崎スポーツ振興課長 まず使用割合ですが、ほとんどがレノファが使用しています。面積からすると一般開放部分が4割ということですが、実際にはほとんどレノファが使用しますので、一般開放の割合は少なくなろうかと思っています。だから光熱水費等についても、ほとんどレノファが使われるんですが、これは6割、4割の実際の面積の割合で計算するのではなく、半分は市の支援であるということから、折半という考え方で示しています。それから、実際にレノファの建設費の半分を目標としてレノファと交渉していました。維持管理費についても、市民団体等からの寄附等で賄えないかという話もありましたが、実際には、貸付料の算定基準からすると、かなりの年数が掛かって5割に達成するような低い額となっていると思います。光熱水費についても、市民団体の動きが見えてこないところもありますし、レノファからその分を負担してもらうこととしています。全体を合計すると300万円ぐらいになり、20年で半分ぐらいになろうかと思いますが、貸付料のみで計算しますと、約3割から4割の額が20年でレノファからもらえる割合と思っています。

下瀬俊夫委員 きちんとしてもらいたいんですよ。家賃として払っている部分が半額に相当するのか。光熱水費はあくまで基本的には運営費でしょ。それを一緒にして勘定するというのは間違っていると思うんですけど。

姫井文化・スポーツ振興部長 下瀬委員が言われるように、貸付料が建物の負担という考え方になろうかと思っています。その負担については貸付料でもらうという考えです。光熱水費については、あくまで流動的なものですので、これは半分もらう。その理由については、抑制効果もあろうかと思っています。

下瀬俊夫委員 J 1 のライセンスを取るためのクラブハウスという位置付けでしたよね。若干遠ざかってしまったという印象があるんですが、竣工式が気になっているわけです。行政としてはどういう位置付けをしているのか分からないんですが、基本的に市が関わってクラブハウスを造ったわけですから、市民がやはり自分たちのチームだと思えるような位置付けなり、行事の取組が必要ではなかったかと思っているんですが、竣工式に市民の参加はどの程度あったのかをお聞きしたい。

姫井文化・スポーツ振興部長 来賓で呼んだ方は体育協会の会長とスポーツ推進委員会の会長をお呼びしています。

下瀬俊夫委員 行政がどのようにこの問題を位置付けているのかよく分からないというのはそこなんです。市民が完成したということを知っていないんじゃないかな。市民と一緒にしてお祝いするような仕組みを作らないと、せっかく行政が関わってクラブハウスを造ったわけだし、地元で根付いてもらおうと思って行政が取組を推進しているわけでしょ。市民がほとんど知らないという状況、あるいは市民が参加できない状況というのはどうなんですか。もっと広く市民にアピールする仕組みにしないと、市民から忘れられてしまいますよ。そんなのでいいのかなという懸念を持っていますが、いかがですか。

姫井文化・スポーツ振興部長 ここは基本的にはスポーツ交流施設という位置付けをしています。県立サッカー交流公園の中に建てているものです。ここは既に天然芝 1 面と人工芝 2 面があって、非常に環境が整った施設ですので、市民の皆さんにも多く利用してもらっていますし、広域あるいは県レベルの大会もここで実施をしているところです。そういう面から、このたびの竣工式でいえば、市のスポーツ推進を振興する面から体協の会長、スポーツ推進委員の会長をお呼びしているところです。

下瀬俊夫委員 市民のクラブだという位置付けがあるのかということですよ。市民がレノファを応援するために造った施設だと思っているわけですよ。ところが市民がほとんど知らないとか、市民と一緒に祝いしようとか、そういう空気を作らない限り、市民のためのチームにならないわけですよ。一部の役員だけ招待して、それで良しとしたら、市民のためのチームにならないと思いますよ。

川崎スポーツ振興課長 竣工式については限られた場所、限られた時間がありましたので、報道の方はたくさん来られましたが、限られたメンバーの中でやらせてもらっています。確かに練習環境が整ったというのは、本市において、まちづくりにプラス、有利なスタートラインに立てたのではないかと思っています。今、レノファのほうに近くのＪリーグのチームから練習試合を県立でできないかという話もありますし、また、特別見学会によりレノファの練習見学、クラブハウスの内覧会等も、今後予定をしていきたいと思っていますので、市民の一体感の醸成等も、これから更に築いていきたいと思っています。

岩本信子委員 工事費が減と言われたんですけど、この工事は入札をされたんですか。

川崎スポーツ振興課長 これは入札ではなくプロポーザル方式でやっています。プロポーザル方式というのが、今回は特に二点ほどあり、一つは工期の問題。急に県の了解ももらって途中上程しましたが、１月末にこの施設が完成しないといけないということから、設計から施工まで一括した提案型プロポーザルで業者を決めたというのがあります。それから一つはプロのチームが使うクラブハウス機能を持った一般利用型の施設ということから、業者から提案をしてもらっています。その提案が工期内に整備可能かというようなこと。それからクラブハウス機能を備えた一般開放型のスポーツ交流施設として利用するための利便性や機能性についての提案。それから三点目がライフサイクルコストの低減ということでの提案型の業者選定にしています。県立のサッカー場ではなく、市有地を探しながら、いろいろ基本設計をしてもらいながら、県が最終的に了解をして県立に建設を移すようになりました。Ｊリーグとも平行して、いろいろ施設の大きさについてはどうかという相談もしながら、急ぎよ途中上程して、そのときには概算設計という状況で予算要求しています。標準的な平米当たりの単価で予算要求して、予算確保された後に内容を精査して、というのが実際に工事請負費からしますと、建築工事であるとか電気設備工事、機械設備工事、それぞれ見積りを取って精査した結果の中で、プロポーザルを実施するときには１億７００万円という予定価格となりましたので、実際にはこの時点で減額となっています。特にその減額というのが、先ほど見積りを取ったと言いましたけれど、特に減ったのが建築工事で、外構のインターロッキングの工事が減少になったとか、渡り廊下がかなりシンプルに済んだとか、スポーツロッカーを市でそろえなくてよくなったとか、そういうことがあり、それを積み重

ねて、かなり工事請負費が減額になったので、今回のような減額補正をしたところですよ。

岩本信子委員 私が疑問に思うのは、提案型のプロポーザル方式でもいいんですが、そういうのは入札を掛けられるんじゃないんですか。一切入札をされてなくて、それで見積もられて工事されたというやり方、市の財務規定に違反はしないんですか。なぜ入札されなかったのかが気になるんですが。

川地総合政策部長 プロポーザル方式は、競争入札ではなくて随意契約の一つになります。プロポーザルになると入札ではなくなります。先ほど説明したように仕様書を作り、それに対して業者に提案をしてもらう中で条件に合致しているかどうかを審査委員会で一定の得点以上あれば、候補者として協議していくというやり方ですので、入札という形ではありません。

小野泰委員長 この項はいいですか。次は総合事務所。

下瀬俊夫委員 光熱水費はどの程度を見積もっていたんですか。

山相地域活性化室長 当初予算948万円です。

下瀬俊夫委員 光熱水費948万円で3分の1程度減ったということですよ。見積りが甘かったのか、それとも予期せぬ具体的な成果があったのか、分かれば教えてください。

山相地域活性化室長 初めての施設で多少見積りが甘かった関係もあるかと思いますが、水道料金は予算をオーバーしています。電気料金は抑えられたというのが太陽光発電の関係もあろうかと考えています。

小野泰委員長 よろしいですか。次、税務。いいですか。選挙管理委員会。

下瀬俊夫委員 参議院選挙の補正前が3,179万円となっていますよね。歳入を見たら、これよりも多くなっている。この差額は何でしょうか。

藤村選挙管理委員会事務局長 歳出は参議院議員の選挙費ですけど、歳入は私どもの所管しない分とか、それ以外のものが入っていると思います。

小野泰委員長 よろしいですか。次消防。

下瀬俊夫委員 広域消防の負担金の問題をここで議論できるんですか。

幸池消防課長 消防組合の負担金については消防組合の議会の中で、予算、補正とか全部そこで議論をやっていきますので、なかなか回答しづらいところがあります。

下瀬俊夫委員 しかし、出の予算はここで組んでいるわけですよ。消防議員が専権事項でやるだけというのは納得できないんですよ。我々は予算を丸ごとオッケーするだけでということでもいいんですかね。

幸池消防課長 消防組合の議会の中にも山陽小野田市の議員の方が入っておられます。先日も2月定例議会の中で予算についても議論してもらっています。

下瀬俊夫委員 大変けしからんと思っているわけですよ。消防組合という広域になって、そこに参加する議員、広域消防の議員だけが議員で、我々は議員と認めないという対応を今広域消防ではされているんですよ。予算を審議する我々は全くつんぼさじきに置かれて、消防組合の議員だけが議員であるという対応は間違っていると思うんですけどね。

今本総務部長 今の下瀬議員の質問ですけども、分担金を市の予算で組んでいますので、市としても意見なり要望なり予算に関わる支出という部分に絡んではそういう議論はできると思います。ただ実際の中身というのがどこまでかというところと難しいところがありますけども、予算の支出という部分については議論の余地はあろうかと考えています。

下瀬俊夫委員 そうでないところで議論する意味がなくなってくるわけですよ。せつかく予算を組むわけですからね。基本的には消防組合議会でやってくれみたいな話をされても困ると思っています。そういう点では新年度予算でもこの問題が出てきますので、きちんとした答弁ができるようにしていただきたいと思います。

岩本信子委員 1,000万円分担金が減ってきていますよね。その辺の減った原因はきちんと把握されているんでしょうか。



幸池消防課長 分担金の内訳ですけど、経常分担金、ほぼ人件費という形になりますけど、920万2,000円の減額になっています。それと特別分担金というのがあり、これが128万3,000円ということになります。特別分担金については、消防車両の購入とか備品購入という形になっています。先ほどの経常の分担金の人件費については、早期退職者2名がいた関係でその辺を踏まえ920万2,000円の減額ということになっています。

小野泰委員長 よろしいですか。ここで5分休憩して職員の入替えをお願いします。

---

午前11時5分休憩

---

---

午前11時10分再開

---

小野泰委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号3の総合政策部、成長戦略室関係ということで説明をお願いします。

山根情報管理課長 予算書の28ページ、2款1項4目情報管理費3,305万円の補正について説明します。補正前2億823万4,000円に対し、補正後は2億492万9,000円となります。予算書29ページ、13節委託料330万5,000円の減額は、情報システム機器保守業務3件分の不用額として減額補正するものです。一つ目は、住民基本台帳ネットワークシステムハードウェア保守業務で、マイナンバーカードの切替えに伴い、不用となった住民基本台帳カード関係機器を保守業務から外した不用額19万4,000円です。二つ目は、統合宛名管理システムハードウェア保守業務で、保守業務期間が1か月間短くなったため不用となった1万5,000円です。三つ目は、内部情報系システムの仮想化サーバシステムハードウェア保守業務で、保守契約方式から機器に不具合が生じた都度、有償で修理するスポット保守対応としたため、不用となった309万6,000円です。

河口企画課長 2款1項8目財産管理費25節積立金、ふるさと支援基金積立金810万円の増額ですが、サポート寄附として受け入れたふるさと寄附金800万円と西中国信用金庫からの寄附金10万円をふるさと支援基金に積み立てるものです。これにより、ふるさと支援基金積立金は当

初予算を1,500万円としていましたので、補正後の予算は2,310万円となります。歳入で、20、21ページ、17款1項1目一般寄附金2節ふるさと寄附金において、ふるさと寄附金を800万円増額しています。資料1で平成28年度の当初予算では、寄附額は1,500万円としていましたが、1月末で2,164万7,000円のサポート寄附をもらっています。1月の1か月間の寄附額が40万円であったため、2月、3月においてもそれぞれ40万円の寄附があると見込み、決算見込みを2,300万円とし、800万円を増額補正するものです。次に17款1項4目総務費寄附金1節総務費寄附金において総務費寄附金を10万円計上しています。これは、西中国信用金庫から地方創生に活用してほしいとの旨での寄附金であります。次に2款1項9目企画費236万5,000円の増額は、サポート寄附として受け入れるふるさと寄附金の増額補正に伴うものです。内訳として、8節の報償費の報償金は、寄附者への返礼品の購入費で、234万4,000円の増額であり、当初予算を403万5,000円としていましたので、補正後の予算を637万9,000円とするものです。12節の役務費の手数料は、寄附者がクレジット払いやコンビニ納付、郵便振替でサポート寄附を納付した際に、市が金融機関等へ支払う手数料で、2万1,000円の増額であり、当初予算を18万4,000円としていましたので、補正後の予算を20万5,000円とするものです。資料1の裏面については、28年度1月末までの返礼品人気ランキングベスト5です。ここで、企業版ふるさと寄附金の歳入について説明します。この企業版ふるさと寄附金は、38ページの3款2項1目児童福祉総務費の財源内訳の寄附金620万円のうちの520万円についてです。歳入20、21ページ、17款寄附金1項寄附金3目民生費寄附金1節社会福祉費寄附金において、企業版ふるさと寄附金を520万円増額しています。この520万円は、平成28年度の子育て総合支援センター整備・運営事業に対して、企業4社から企業版ふるさと納税としてもらった寄附金の合計額です。企業版ふるさと納税は、平成28年4月の税制改正において新たに創設された制度です。内閣府地方創生推進事務局が作ったPRパンフレットを資料2として配布していますので、この3ページ「1制度の趣旨」で、この制度は、地方創生応援税制とも呼ばれており、地方自治体が人口減少対策をまとめた総合戦略において掲載した地方創生の取組について、産業界、すなわち民間企業の資金を呼び込みやすくするため、企業の寄附における負担を軽減しようとするものです。具体的な制度内容としては、まず、地方自治体が総合戦略に記載している事業のうち、企業版ふるさと納税を募ろうとする事業を決めて、地域再生計画に登載し、当該計画について

内閣府から認定を受けることが必要です。本市においては、子育て総合支援センター整備・運営事業について、地域再生計画を平成28年6月に申請し、8月2日付けで内閣府の認定を受けました。子育て総合支援センター整備・運営事業は、総合戦略の基本目標3、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」で具体的な取組として掲げている「子育てに関する総合的な相談窓口の設置」、「子育て支援施設の設置」を事業として実施するものです。なお、平成28年度の子育て総合支援センター整備・運営事業の対象事業費は、同センターとして購入した旧労働基準監督署の土地建物購入費用としており、6,597万3,000円となりました。次に企業が認定事業に賛同して寄附金を支出した場合には、通常の寄附に比較して企業負担が軽減されます。負担軽減の詳細については、6ページ「3. 税制措置の内容」で、寄附をもらった場合に、現行では、地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果、約3割がありますが、この企業版ふるさと納税として寄附をもらった場合は、さらに地方税法及び租税特別措置法に基づいて、寄附額の2割が法人住民税・法人税から、同じく寄附額の1割が法人事業税から、それぞれ税額控除を受けることができ、あわせて寄附額の約6割に相当する額の軽減を受けることができます。なお、この制度上における寄附の金額は、一件10万円以上となっています。制度全体としては、企業においては税額控除の内容が従来から拡大されて適用され、地方自治体においては総合戦略の取組を進めるための自主財源の確保ができるというメリットがあります。この地方創生応援税制についてPRし、山陽小野田市への地域貢献の一つとして、企業版ふるさと納税を検討してもらうため、市に縁のある企業を訪問しました。ただし、この制度の留意事項が最後の7ページに記載されており、②において、本社が山陽小野田市内に所在している企業からは企業版ふるさと納税としての寄附を受けることができないこととなっています。そこで、平成28年6月から8月にかけて、本市に工場等を立地しており、かつ、関東、名古屋、関西に本社を構える企業20数社を集中的に訪問し、企業版ふるさと納税のお願いをしました。また、その後も市長が再度訪問しているところです。このうち、このたびの補正予算までに寄附の申出が得られた企業が4社あり、合計額が520万円であったことから、企業版ふるさと寄附金に係る今年度の受入額を現時点で確定している520万円とし、このたび増額補正するものです。現在も、その他の企業に引き続き企業版ふるさと納税のお願いをしているところであり、少しでも多くの寄附を集めたいと考えています。先ほど申しました3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子育て総合支援センター整備事業に520万円を充当す

るものです。

大谷成長戦略室副室長 34、35ページ、このたびの補正は、平成30年4月の薬学部設置に向けて、現在、校舎等の建設事業に着手していますが、C棟建設工事の工期を平成28年度着工から平成29年度着工に変更したことによる工事請負費の減額、山陽小野田市から公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に対し、法人の運営に必要な財源として交付します運営費交付金の増額及び公立大学法人の管理運営並びに施設及び設備の整備に係る支援をするために設置した公立大学法人運営基金積立金を増額するものです。それでは、歳出の具体的な内容について説明します。2款総務費7項大学費1目大学費を1億1,181万円減額し、補正後の予算額を60億4,005万6,000円とするものです。補正予算の内容としては、現在、平成30年4月の薬学部設置に向けて薬学部校舎3棟、A棟、B棟、C棟の建設に向けて準備を進めていますが、このうちC棟に係る建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事について、当初計画ではA棟、B棟同様に平成28年度に業者を決定し、工事に着手することとしていましたが、C棟については、A棟、B棟に比べて建物の規模も小さく、工期も短いことから、業者の決定を平成29年度に行い、工事に着手することとしました。このため、平成28年度におけるC棟に係る工事代金の支払がなくなりましたので、15節工事請負費を1億2,364万円減額し、補正後の額を33億4,156万円としています。なお、平成29年度に業者を決定することとしましたが、業者選定に向けての準備を行うことから、債務負担行為の補正を行っています。補正予算書8ページ、第3表債務負担行為補正です。山口東京理科大学薬学部校舎建設事業として、平成28年第3回9月定例会において、期間を平成29年度、限度額を51億270万円として債務負担行為を設定しています。このたびの補正により、C棟建設に係る工事請負費を減額したが、業者選定に係る作業は進めていきますので、債務負担行為の期間を平成28年度から平成29年度の2年に変更し、限度額を減額した金額と同額の1億2,364万円増額し、52億2,634万円としています。34、35ページ、19節負担金、補助及び交付金、運営費交付金を93万2,000円増額し、補正後の額を7億7,102万3,000円としています。これは、公立大学法人職員2名の退職に伴い、この2名の退職金に充てるものです。次に、25節積立金、公立大学法人運営基金積立金を1,089万8,000円増額し、補正後の額を13億4,986万9,000円としています。これは、19節において運営費交付金を93万2,000円増額していますが、その財源に充てるため

同額の93万2,000円を減額しています。また、公立大学法人設立前に学校法人東京理科大学が老朽化した施設設備等の更新、修繕等に必要経費を9億5,000万円と算定し、平成28年4月1日の公立化までに完了しない、又は着手できない経費を5億9,600万円と見込んで、その額を大学施設整備負担金として市に支払ってもらうことにしていましたが、精査した結果、その額が6億782万9,597円となり、負担金として支払ってもらいましたので、当初予算措置額との差額分の1,182万9,597円を公立大学法人運営基金に積み立てるものです。これにより、差引き1,089万8,000円増額し、補正後の額を13億4,986万9,000円としています。なお、増額となった学校法人東京理科大学からの大学施設整備負担金については、歳入に計上しています。22、23ページ、20款諸収入4項雑入2目雑入2節総務費雑入の大学施設整備負担金に1,183万円計上しています。これにより、学校法人東京理科大学からの負担金は、当初の5億9,600万円から6億783万円となります。

篠原財政課長 続いて、60、61ページ、下段の12款1項2目23節償還金、利子及び割引料において、決算を見込み、地方債利子を900万円減額するものです。

小野泰委員長 それでは質疑をお願いしたいと思います。情報管理課から。

岩本信子委員 保守契約からスポット契約になった理由を教えてください。

山根情報管理課長 この仮想化サーバーシステムは、平成23年3月に導入しています。その後、約1年後になりますけれども、24年4月にも一部サーバーを統合するような機能拡張を行っています。ということで既に5年を経過したものの機器ということになり、本来ならば5年以内であれば保守料というのは、そんなに高価ではないんですけれども、5年を過ぎた機器は、やはり故障のリスクが高まるので高価になります。ということで、今回300万円予算要求していましたが、予算要求時からずっと業者交渉しており、経費の削減ができないかということで、交渉して回答がずっと得られなかったんですけれども、今年度の当初にスポット保守という、壊れたら直すと、直したときに請求が発生するという方式で対応してもらえることになりましたので、その方法を選択しました。これは特別な契約ではないんですけれども、保守契約は業者にも責務が発生します。必ず故障したら直さなければならないということになりま

す。スポット保守については契約がありません。ですから、部品がなければ修理できませんということになるんですけども、今回の件に関しては、部品の在庫状況、まだリース契約が一部、機能拡張した分が来月まで残っており、一部保守も発生する機器が中に組み込まれていたということを勘案して、今年度についてはスポット保守で対応ができたというところですよ。

岩本信子委員 スポットでされるということになると、例えば故障した場合、予算は取っていませんよね。そうすると補正が発生するという可能性が出てくるんですか。

山根情報管理課長 高価な機器が壊れた場合は、委託料から修繕料になろうと思います。情報管理課の需用費の予算の中でできるようであれば、その中で修理をしますし、できないようであれば財政と協議しながら、執行しないと業務が止まるというところもありますので、修理の部品は、在庫が確保できているという状況でのスポット対応と特別な扱いということで実施しています。

下瀬俊夫委員 スポット対応したから予算をゼロで出発するんですか。

山根情報管理課長 委託料はなくなりますが、需用費についてはある程度の修繕を見込んだ中で予算を確保しています。

下瀬俊夫委員 マイナンバーの導入によって不用になったと言われたのは、住基ネットのことですか。

山根情報管理課長 マイナンバーカードの発行に伴い、今まで使っていた住基カードが廃止となりました。住基カードの関連機器について保守を外したということです。

下瀬俊夫委員 大変大きなお金を掛けて作ったわけですよ、この住基ネット。結局ほとんど機能しなかったと言ってもいいんじゃないかと思うんですが、ちなみに山陽小野田市でどの程度住基ネットカードを作られたのかわかりますか。

山根情報管理課長 最終的に住基カードは3%程度だったと記憶しています。

下瀬俊夫委員 ふるさと寄附が一気に10倍ですよね。これは返礼品のおかげだと思っていますが、どういう評価をしていますか。

河口企画課長 返礼品を始めてこの効果は大きかったと思っています。返礼品についても地域の特産品的なものを出していったりということで、地域経済の活性化につながったと思っています。これについては引き続き継続していきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 実はこのふるさと納税について、逆にいろいろ問題を起こってきているわけですよね。例えば一例を挙げると東京都町田市は、逆に税収が減ってしまったということになっています。控除の関係が出てくるわけですよね。これは企業版でもそうです。特に企業版の場合は、相当大的な控除が出てくるということで、ふるさと納税による控除の影響は、どの程度あるか分かりますか。

川地総合政策部長 地方交付税の普通交付税の基準財政収入額で75%控除されますので、実際25%分が純粋に影響するということで、金額的には約600万円という形になろうかと思います。

下瀬俊夫委員 27年度では470万円ですよね、入ってきたのが。600万円が減っていくと、こういう計算になるわけですよ。決して、喜んでばかりおられない問題があるわけですよね。問題はこの28年度はこれだけ増えたので、かなり元は取れる可能性もありますが、よそもよそでやっていますからね。いいことばかりではないんだということは少し頭に入れながら、同時にうちの場合に当然27年度まではそんなになかったんですが、28年度以降は返礼品の予算も掛かってきますので、そういう点では足が出ないように何とか頑張らないといけないということですよ。そこら辺で何かありましたら。

河口企画課長 下瀬委員が言われるとおりだと思います。基本的に返礼品の部分ですが、寄付金の3割程度ということで考えていますので、その辺で気を付けながらやっていきたいと思っています。

川地総合政策部長 赤字にならないことに越したことはないんですけども、ふるさと納税をやることによって、この地域産品の情報発信ができるわけですよね、全国津々浦々にできますので。その辺で非常に産業振興、地域振興にもつながっているということを鑑みれば、多少の赤字になった

としても、その波及効果は大と思っています。総務省も割合が高いんじゃないかとか、通常の商品券絡みのものが出てくるので、慎重に検討されていますけど、私どもは適正な割合の中で、これをうまく使っていこうと考えています。

下瀬俊夫委員　そういうふうに言われると一言言いたくなる。これはもともと執行側が考えた話じゃないんです。議会側の提案を受けてやったわけですよ。それまでは一切そういうことは考えてなかったわけですから。何かもともと考えているようなことを言われたら困ります。

川地総合政策部長　その辺については議員の言われるとおりですので、その辺も踏まえて、今後は一生懸命努力していきたいと考えています。

中村博行委員　返礼品の本市の事業者ですけれども、もっとこれに参加したいとかいうことは出ているんですか。この返礼品について市が購入するわけですよ。その購入金額はどのくらい、全く定価ということはないと思うんですが、教えてください。

河口企画課長　今日までですけども、返礼品の募集をしており、追加、変更があるところは申し出て、継続するところについても継続ということで申し出てもらうようにしています。単価は業者の金額で対応していますので、基本的には何千円の商品でどれぐらいのものが出せますかという形で、ランクで返礼品の価格がありますので、それに合わせた形でそろえてもらうことにはなっております。

笹木慶之委員　企業版ふるさと納税の制度のことで聞きますが、まず、子育て支援、子育て総合支援センター事業を認定してもらったということですが、年数的な制限はないんですか。それから、ほかに認定してもらおうという事業を考えているかどうか。

河口企画課長　子育て総合支援センターについては、税法の部分ですので、時限立法で4年間ということになります。4年、28、29、30、31年まで対応できると。運営費についても運営事業として認定してもらっています。追加に何かあるかということで、今年度、事後着手とかいう言葉のバランスもあるんですけども、理科大の薬学部の建設についても認定をもらいました。それは29年度についての企業版ふるさと納税をしようということで、29年度についてはこの2件が対象になりま



す。

笹木慶之委員　それで、そうなりますと、理大の薬学部の件ももう既にお願いに歩いているということでしょうか。

河口企画課長　はい、そのとおりです。市長と一緒に歩いています。

笹木慶之委員　その結果の反応はいかがでしょうか。

河口企画課長　感触としてはいいとは聞いています。

小野泰委員長　企画関係よろしいですか。次、成長戦略室。

笹木慶之委員　35ページの工事請負費で、C棟部分が28年から29年ということですが、C棟全額ですか。

大谷成長戦略室副室長　28年度分のC棟の建築主体電気設備、機械設備の額になります。

笹木慶之委員　28年度想定していたものが全部29年度にいったということですね。

大谷成長戦略室副室長　はい、そのとおりです。

笹木慶之委員　債務負担行為のところの表現が理解できないんですが、変更前が期間が平成29年度となっていて、変更後が平成28年度となっているんですね。28年度、全額補正予算で金額落としたわけですから、前と変更になる要素はないんじゃないかと思うんですが。

大田成長戦略室長　28年度の3月末までに起工を起こします。つまり入札の準備をします。全額予算を落としたので、予算の裏付けのないまま全体の工事の起工を起こすということとはできないということで、その裏付けで債務負担行為を承認してもらおうと。つまり、28年度中のC棟の工事費はゼロになるんですけど、来年度に向かって起工を起こす準備は28からしまするので、その行為を起こす裏付けがこの債務負担行為の設定になります。28年度は契約して前払金4割を払う予定でしたから、28年度に支払う予算化してありましたので、債務負担行為の設定からは退

いてもらった。今回は支払いがなくなるものですから、28年度に動くことに対しての予算の裏付けがない。ですから債務負担行為の中でその裏付けを承認してもらうということです。

笹木慶之委員 だから、何もありませんかと尋ねたのはそこなんです。その説明がなかったからね。ありましたかね、なかったから疑問に感じたので尋ねたわけです。だからそれをはっきり言わないと何のためにその債務負担行為の期間設定したのか分からないじゃないですか。はい、分かりました。

小野泰委員長 ほかにないですか。その次、財政課。いいですか。ではこれで休憩します。午後1時から開始します。

---

午前11時51分休憩

---

---

午後0時59分再開

---

小野泰委員長 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。審査番号4について、執行部の説明を求めます。

笹村学校教育課長 予算書の54、55ページ、10款教育費2項小学校費2目教育振興費18節備品購入費5万円及び56、57ページの3項中学校費2目教育振興費18節備品購入費4万円、4項幼稚園費1目幼稚園費18節備品購入費2万円は、市民の方から1万円、全日本オートレース選手会山陽支部から10万円の合計11万円の寄附があり、学校及び幼稚園の図書購入に充ててほしいとの要望を受けて、図書購入費を増額するものです。内訳は、市民の方は小学校1校へ1万円、オートレース選手会は、こども市民教育推進事業で講座を実施した学校4校及び遠足でオートレース場を利用した埴生幼稚園に対して、1校当たり2万円になります。歳入、予算書の20、21ページ、17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金1節教育費寄附金31万円のうち11万円が歳出で説明した指定寄附になります。

古谷教育総務課長 54、55ページ、2項小学校費3目学校建設費13節委託料の測量調査委託料29万9,000円の減額は、埴生小・中学校用地購入予定地の不動産鑑定評価業務委託料の不用額の精算、調査設計委託

料533万2,000円の減額は埴生小・中学校基本設計委託料の不用額の精算、調査委託料は購入用地の形質変更に係る土地履歴調査の予定で予算を組んでいましたが、購入用地が昔から田であり、宇部環境保健所から履歴調査の必要性がないとされたため、予定額107万円全額を不用額として精算します。また56、57ページ、17節公有財産購入費の用地購入費は埴生小・中学校用地購入についてですが、1月27日に土地代金の支払が終わりましたので、3,532万1,000円の不用額の精算をします。歳入については、24、25ページ、21款市債1項市債6目教育債1節小学校債、小学校整備事業債は土地取得に伴う歳出の減額により3,340万円の減額補正としています。

和西社会教育課長 予算書56、57ページ、5項社会教育費2目公民館費について、これは、厚狭公民館解体工事に係る家屋調査委託料等及び工事請負費の予定執行残額3,838万4,000円を減額するものです。旧厚狭公民館解体工事の進捗により、その決算見込額から補正額を算出しています。内訳は、事前家屋調査の委託料の入札減等に係る執行残額335万9,000円と解体工事費の入札減に係る執行残額3,502万5,000円を減額補正しようとするものです。58、59ページ、5項社会教育費8目埴生地区複合施設整備事業費について説明します。これは、建設地の用地購入費の予定執行残額218万3,000円を減額するものです。17節公有財産購入費については、測量及び不動産鑑定を行い、買取り申出の総額が決定しましたので、予算額からその差額を減額するものです。歳入、25ページ、6目教育債2節社会教育債、埴生地区複合施設整備事業債180万円が減額になります。続いて、7ページ、第2表繰越明許費補正、10款教育費5項社会教育費、事業名埴生地区複合施設整備事業3,614万8,000円について説明します。本事業については、7月臨時会で予算措置されて以降、地元関係者を招集し、埴生地区公共施設建設委員会を毎月開催して、基本設計について意見をもらいながら作業を進めてきました。建設委員会での協議の状況について、その都度、総務文教常任委員会へ報告したところです。1月26日、建設委員会の最終回において、基本設計案について委員の了承をもらいましたので、1月30日に土地収用法に係る事業認定申請を県知事宛、提出し、受理されました。県からの受理通知を経て、事業認定申請書及び事業計画書について、2月2日から15日間の縦覧、2月20日に公告縦覧の終了を県へ報告し、県の内部手続を経て、事業認定について県報に登載される予定です。県報登載をもって正式な事業認定となり、その時期が3月の中旬になるのではないかと県から説明されています。土

地売買契約及び物件移転補償契約の締結はその後になりますので、建物及び動産の移転が完了し、土地の引渡し、登記の完了の一連の手続が年度末日までに終わることが困難と判断し、今回繰越明許費として計上したものです。4月には手続を完了する予定です。平成29年度以降のスケジュールに影響を及ぼすものではないことを申し添えます。

川上中央図書館副館長 図書館費について、中央図書館分は13節委託料、調査設計委託料93万9,000円の減額ですが、中央図書館の空調設備更新事業に係る実施設計委託料の入札減によるものです。18節備品購入費、備品購入費20万円のうち10万円の増額は1社の法人からの指定寄附金10万円を原資にその意向に沿って、中央図書館に図書を購入するものです。内訳は、13節の調査委託料535万9,000円の減額は、旧厚狭図書館解体に伴う近隣民家の影響調査の調査対象家屋数の減と入札減及びアスベスト調査事業費の入札減に伴う減額です。15節工事請負費2,973万7,000円の減額は、旧厚狭図書館の解体工事に係る入札減によるものです。18節の図書購入費20万円のうち10万円は市民の方からの寄附者の御意向に基づき厚狭図書館の図書購入に充てるものです。

山根厚狭図書館長 56ページ、厚狭図書館分で、図書館費の市債2,730万円の減額は、旧厚狭図書館の解体事業費の減額に伴う厚狭図書館複合施設整備事業債の減額です。寄附金20万円の増額のうち10万円は市民及び法人からの寄附金です。

井上学校教育課課長補佐 58、59ページ、10款教育費6項保健体育費3目給食共同調理場建設費12節役務費は、手数料を99万2,000円減額するものです。これは、学校給食センター建設に伴う水道加入金の減額です。学校給食センターで必要な給水管は口径75ミリであり、当初予算では、口径75ミリの水道加入金106万9,200円と手数料1,000円を合わせて107万200円を計上していましたが、国の補正予算の関係で工事着工が遅れ、当面、工事用水として必要な口径25ミリの給水管を先行して敷設したため、25ミリの水道加入金7万7,760円と手数料1,000円を差し引いた99万1,440円を減額補正するものです。なお、75ミリの給水管は平成29年度に施行予定としており、25ミリから75ミリに増径することに伴う加入金の差額分については29年度当初予算に計上しています。続いて、13節委託料の減額127万1,000円は、入札に伴う落札減と受託業者が平成

28年度分の支払について、出来高払いではなく前払を選択したことによる減額分を補正するものです。15節工事請負費の減額2,248万2,000円については、建築主体工事、附帯工事他3工事の入札に伴う落札減を減額補正するものです。歳入、24、25ページ、21款市債1項市債6目教育債3節保健体育債・給食施設整備事業債は、1,260万円を減額するものです。工事請負費の入札減に伴う減額です。

小野泰委員長 質問をお願いします。学校教育までお願いします。

岩本信子委員 埴生小中、用地購入をされているわけですが、3,532万1,000円の減になっているんですが、買ったのは幾らで単価は分かれますか。

古谷教育総務課長 単価は平米当たり4,500円です。面積が6,373㎡です。

下瀬俊夫委員 先ほどの小学校の用地の購入費ですが、調査委託料が丸々要らなかったという話ですよ。なぜこんな予算を組んでいるんですか。

池田教育総務課学校施設係長 土壤汚染対策法により、3,000㎡を越える土地を造成する場合には、宇部環境保健所から土壤汚染に対する調査をなさいと言われた場合には、その対応をしなければいけませんので、予算取りをしています。実際には保健所から調査をしなくてもいいという連絡がありましたので、不用額としたところですよ。

下瀬俊夫委員 先ほどの説明では、農地はもともと調査の必要がないからだという話があったんですが、違いましたか。

池田教育総務課学校施設係長 昔から農地だとは思っていましたが、もしそれでも保健所から調査をなさいということと言われたら、調査しなければいけないということがありますので、予算を計上していたところですよ。

下瀬俊夫委員 今回、保健所で調査の必要がないと言われた理由は何ですか。

池田教育総務課学校施設係長 それは、昔から農地ということもあり、そこに汚染をするような建物が昔から建っていないということが分かりましたので、調査の必要がないという連絡を受けています。

下瀬俊夫委員　そういう説明は、よく分からないんですよ。元々農地だったわけで、あそこに何か異物があるとか、変なものが出てくるという環境にはなかったのではないかと思うんですよ。これは予防のためというか、要るかもしれないから組んでいたということだけですか。

池田教育総務課学校施設係長　この土地の調査については、土地購入後に保健所に届け出をしようと思っていましたので、そのときに調査をなさいと言われてはいけませんので、予算取りをしていたという形になります。

下瀬俊夫委員　厚狭図書館については返還をするということになると思うんですが、厚狭公民館は取りあえず建物の解体をした後、まだ何か工事をやっていますよね。これは何の工事をやっているんですか。

臼井社会教育課課長補佐　北側の擁壁を建てる工事を行っています。

下瀬俊夫委員　擁壁というのは元々計画にあったんですか。

臼井社会教育課課長補佐　ありました。

矢田松夫委員　図書館の解体は済んだんですけど、解体が済んだ時点で借地については返還をすると、借地料は払わないという解釈でいいんですか。

吉藤山陽総合事務所長　旧厚狭図書館の用地の件ですが、市においてこの土地を購入し、奥の旧教育事務所跡地、市有地と一体的に厚狭地区複合施設の職員用駐車場及びイベント等の際の臨時駐車場として活用する案があり、現在、購入についての話を地権者としている状況です。

矢田松夫委員　購入するまでは借地料を払うということでもいいんですか。

吉藤山陽総合事務所長　その予定です。

下瀬俊夫委員　購入の話は今、初めて聞いたんだけど、これまでは建物を解体したら返却するという話だったんですよ。いつからそんな話になったんですか。

吉藤山陽総合事務所長　実は昨年、27年度の9月補正において、図書館の用

地の西側の市有地に職員駐車場を造るという予算を上げて、その審査の中で現地調査もありましたけれども、当初予定をしていた北側の市道からの進入については、市道の幅員が非常に狭い、なおかつその市道に行き着くまでの常盤町自治会の市道についても一部離合の難しい所があり、それと近隣に保育園もありますので、そうした中で職員の車が更に通るとなると交通安全上どうなのかという指摘があり、その予算について修正されたわけですがけれども、その後、市で協議をして、旧厚狭図書館の用地を購入し、併せて使うことで南側の厚狭税務署側からの侵入をできるような形であれば安全であろうということで、現在そういった案で話をしているところでして、まだ途中段階ですので、ある程度話が進んで、これならという時期がきたら、その後の補正予算で対応したいと考えています。

下瀬俊夫委員 話が固まってから議会で提案するなんて話では納得できないと思いますよ。というのは、あそこについては駐車場の活用のためには当然厚狭図書館の用地一部、例えば進入路程度を購入したほうがいいんじゃないかという提案はされているわけですよ、議会からも。しかし、そのときに、そういう問題は全く考えていないかのような話をされた上で、全面的に買うんですか。それは少しおかしいんじゃないですか。土地の所有者は市に買ってほしいという話はあるやに聞いていますが、今みたいにもう具体的な話が進んでいるかのような答弁をされると、この議会審査との関わりでものすごく大きな矛盾を感じるんですけどね。

吉藤山陽総合事務所長 質問の件ですけども、まだ決定段階ではなく、今、その方向で話をしていますけども、その中で話が進んである程度、これならという段階がくれば、当然その段階で補正予算には上げたいと思っていますけども、まだ相手の意向がどうなのか固まっていませんので、現在はそれに向けて話をしているという状況です。

下瀬俊夫委員 今の答弁ではあそこの用地を全部購入するかのような話があって、まだ相手の意向は分からないけど、市としてはその意向で話を進めているわけですよ。それがおかしいんじゃないかと言っているわけですよ。今言ったように、あそこの駐車場のこの建設に関連して、進入路程度が必要じゃないかと、その程度の購入は必要じゃないかという提案はあるんですよ、議会から。それは基本的に否定されているんですよ。何で今になってあれを全部買うという話になるんですか。その補正予算が付いたらおしまいなんですよ。今は議論の段階だからこういう話ができ

るんです。

川地総合政策部長 この厚狭複合施設に関連して、厚狭公民館の解体と厚狭図書館の解体の計画があり、厚狭公民館については順調に解体して、これについては行政目的がありませんので、今後売却の方向で検討しています。それから、厚狭図書館については、当初は借地が2件ほどありますので、この借地料をずっと払ってきていましたが、厚狭図書館を解体した後は、基本的には原則返還と。契約上は返還となった場合は原形復旧をして返しなさいという契約になっていますので、その方向で進んでいましたけども、実際に原形復旧をするとなるとやはり相当な金額も掛かります。更にもともとの公有地もありました。更に2件の借地があると。この辺を検討して比較すると、現在土地開発公社の土地を借りてまで駐車場を持っているということもあり、土地開発公社の借地も実際売れない状況にあるということを経験的に判断して、現在のところ、この借地2件について買ってはどうかということで今、いろいろ議論をしているところです。ただ、先ほど総合事務所長が言ったとおり相手方の意向もあり、まだ協議中ということですので、具体的な方針は打ち出せないというところが現状です。

下瀬俊夫委員 その方針に疑問があると言っているわけですよ。というのは職員の駐車場の整備のために図書館の用地を購入するという、それが目的になるわけでしょう。それはおかしいでしょ。

川地総合政策部長 職員の駐車場だけではありません。職員の駐車場とイベント用の大規模な駐車場に関しては、その土地をという計画があります。

岩本信子委員 ここは以前陶好会館を建てるということで問題になった所ですよ。それでそのときに調査に行って、裏から入ったらいいという話でそれは狭いから駄目だろうという話はしていた。それでそこに陶好会館は建たないということになったんですよ。利便性を良くするために図書館を買ってという話はなかったんですよ、そのときに。あそこに家が3軒ぐらい並んでいるんですよ。空き家が一軒か二軒あるという話は聞いています。例えばそれを買えば、駐車場に入る土地ができるんじゃないかという私たちの中でも話があったんですけども、厚狭の図書館の土地を買うというところまではそのときは話も聞いていませんし、私もそこまでやらなくてもいいんじゃないかと思うし、例えば買うんだしたら、土地開発公社で今の土地を買ってもいいんじゃないですか、駐車



場が要るんだったら。わざわざ今から解体して戻してまた買うということとはしないでいいんじゃないですか。

川地総合政策部長 大きく二つほど課題がありますけども、1点については借地を返す場合、現況で返せばいいんですけども、なかなかそういうわけにはいかないと。農地として返さざるを得ないということもあり、そういった積算をしますと、相当のお金が必要だということが1点。もう1点は山陽総合事務所については合併特例債を活用して造っています。そういった意味で解体し、駐車場経費もその事業費のほとんどが合併特例債を活用した事業となってきます。そういった意味で非常に財源も効率的に活用できるということもあり、今そのような形で交渉を進んでいるということです。それから土地開発公社については、今後土地開発公社の経営健全化計画も作って行って、今後大きな公社としてのプロパー事業というのは今のところありませんので、土地開発公社を活用しての土地購入は今のところ具体的な計画は持っていません。

下瀬俊夫委員 幾つか言われました。原形復旧、いわゆる田んぼにして返してくれと所有者が言っているかどうかという問題が一つあります。今そんな状況ではないわけですね。そこら辺はきちんとした話合いによって雑地でもいいんじゃないかなという感じがします。2点目は先ほどイベントの駐車場のためにと言われましたよね。複合施設の中庭でのイベントが年間何回ありますか、一体。日常的にほとんど使わないということが問題になっているわけでしょう。年に一回か二回しかしないようなイベントのために土地が空いたままになっていると。今度は年に一回か二回のイベントのために駐車場を確保するんですか。ものすごく無駄な話をしていると思いますよ。今駐車場に使っている土地開発公社の土地を買えばいいじゃないですか、そんなに土地が欲しいんだったら。先ほど言われたような駐車場用地として考えている所なんかだって、宅地として売ればいいと思っているんですよ。そういう方向がどうもよく分からない。その場に応じて説明を変えるような対応は何かしら金が余ってしょうがないのかどうか知りませんが、お金の使い方としてはおかしいんじゃないかなと思いますけどね。

川地総合政策部長 図書館の跡地の借地については、教育委員会と所有者の協議の中で一応原形復旧して返すといった形になります。そうなると農地として返さざるを得ない。となると相当な費用が掛かるというのが1点です。それから土地開発公社の持っている土地、これは相当な費用が掛

かります、簿価で買いますから。そうなるとあくまでも試算ですけども、借地の購入のほうが費用対効果からすればかなり効率的な活用ができると考えています。

下瀬俊夫委員 僕が言っているのは、もともとの条件が原形復旧かもしれないけど、現在の所有者がそう言っているのかって話しているわけですよ。というのはかなり高齢だと聞いているし、今百姓がいかに大変か、特にあの辺だってようやく法人ができたけど、その管理そのものが難しいわけですよ。そういう時期に原形復旧して田んぼにして返してくれってなっているんですか、実際に。

山根厚狭図書館長 1年前ぐらいに今年で解体するということは分かっていたので、どのように返したらいいかという話を地権者としました。その中でお一人については、もともと田だったんだからそうしてくれというようなことでありました。なぜかという莫大な税金が掛かると難しいというような意向がありましたので、そういったことも考えながら企画等関係機関と話していたところです。

小野泰委員長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは質疑を閉じます。ここで5分間休憩します。

---

午後1時40分休憩

---

---

午後1時45分再開

---

小野泰委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号5番市民生活部関係の説明をお願いします。

長井市民課長 7ページ、第2表繰越明許費補正のうち市民課分について説明します。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名個人番号カード等交付関連事務委任事業費590万3,000円を平成29年度に繰り越して事業を継続します。平成28年度分の事業費は、平成27年度から今年度に繰り越した1,506万4,000円から支出しました。マイナンバーカードの交付状況は国が想定して予算措置した枚数に達していませんので、今年度分予算は執行していません。しかし、国において平成28年度事業費補助金の交付決定がなされているため、平成29年度に

繰り越して事業を継続します。

井上環境課長 それでは、環境課分について説明します。7ページ、第2表繰越明許費補正ですが、4款衛生費1項保健衛生費のうち、石綿管更新出資事業において975万円の繰越しを設定しています。これは、水道局が計画的に更新を行っている山陽地区の老朽石綿管更新事業に対し、合併特例債を活用して一般会計から事業費の2分の1を出資しているものです。繰り越す事業の工事名は、西側前場川線配水管改良工事で、本来埋設してあった前場川護岸沿いの老朽管を前場交差点から埴生幼稚園手前までの区間へ国道寄りに敷設替えするものです。繰越しの理由としては、工事場所が下水道工事と同一であり、当初の工程調整では下水道が1月末完了、水道は2月から3週間程度で施工予定としていたところ、下水道工事の工法変更、開削工法から推進工法に伴い、工期が最長で4月まで延びる見込みとなったため、水道工事の着工も遅れることとなりました。よって、この工事については、28年度内に契約をしますが、工期は、6月末まで延長せざるを得なくなり、年度内に工事が終了しない見込みとなったものです。なお、繰越額は工事費の全額です。次に、新火葬場建設事業において、8,810万円の繰越しを設定しています。これは、新火葬場の造成工事分で、繰り越す理由としては、場所によって、地山の土質が当初想定していた土砂よりも岩質が出てきたことで、1日当たりの作業量が低下してきており、年度内に工事が完了しない見込みが考えられるためです。繰越額は、前払金相当額を除いた額です。環境課該当分の繰越明許の説明については、以上です。続いて、42、43ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費24節投資及び出資金の水道事業出資金を125万円減額補正するものです。これは、水道局が計画的に更新を行っている山陽地区の老朽石綿管更新事業のうち山開作送水管改良工事の殿町踏切地内に係るもので、減額理由は入札減によるものです。次に同ページで、その下の28節繰出金を64万円増額補正するものです。これは、水道局職員の児童手当で、該当児童の増減や職員配置、会計間異動に伴うもので、公営企業への繰出基準に基づき、水道局が負担する3歳未満の15分の7を除いた額を見込んだものです。次に44、45ページ、4款衛生費1項保健衛生費5目環境調査センター費18節備品購入費の機械器具費を136万2,000円減額補正するものです。これは、ガスクロマトグラフ質量分析計を購入した入札減と試薬冷蔵庫購入分を見込んだものです。ガスクロマトグラフ質量分析計の購入に当たっては、公益社団法人JKAが行う補助事業、補助率3分の2を活用しています。これに伴い、歳入23ページの

4節衛生費雑入が58万4,000円の減額となっています。次に44、45ページ、4款衛生費1項保健衛生費7目新火葬場整備費15節工事請負費を4,196万5,000円減額補正するものです。これは、新火葬場建設予定地の造成工事であり、その入札減と今後の工事変更等に伴う決算見込額を考慮したものです。

渡邊環境事業課長 44、45ページ、4款衛生費2項清掃費2目塵芥処理費5,660万7,000円減額し、補正後を4億9,461万8,000円とするものです。内訳として、11節需用費1,000万円の減は決算を見込んで減額補正するものです。内容は光熱水費1,000万円の減で、ごみ焼却施設で使用する電気料が年度当初の見込みより少なくなったことによります。13節委託料1,280万7,000円の減額について内訳として、調査設計委託料190万7,000円の減は不執行によるものです。今年度の事業として山陽処分場の管理道設置工事を発注しました。しかし、施工箇所に私有地の存在が判明し、施工方法の変更の検討や所有者の了解を得るのに不測の日数を要し、発注が遅れたため、工事完成後に発注する予定であった遊水地の補修工事の調査設計が年度内に完了する見込みがなくなったことにより、これを不執行とするものです。次に焼却灰処理委託料700万円の減は、事業系廃棄物の搬入の減少に伴い、焼却灰が減ったことによります。事業系ごみについては搬入チェックを厳しくしたところ、市外からの持込みや産業廃棄物の持込みが判明したため、搬入をお断りしたことにより事業系のごみの搬入が減少しました。次に廃棄物処分業務委託料390万円の減は、共英製鋼に委託している燃やせないごみの処分委託料ですが、搬入量が年度ごとに変動することと共英製鋼への委託量の軽減化を図るため、できる限り可燃部分を取外す作業を行っていることによります。15節工事請負費2,800万円の減は環境衛生センターの旧焼却施設の煙突解体工事の入札減によるものです。46、47ページ、18節備品購入費580万円の減額は4トンパッカー1台と2トンダンプを購入しましたが、その入札減によるものです。歳入14、15ページ、13款使用料及び手数料2項手数料3目衛生手数料2節清掃手数料1,900万円の減は塵芥処理手数料で、歳出で申し上げたとおり、事業系ごみの搬入チェックを厳しくしたところ、市外からの持込みや産業廃棄物の持込みが判明したため、搬入をお断りしたことにより事業系の搬入が減少したことによります。年間で前年度比約10%、約2,000トンの可燃ごみの減少を見込んでいます。22、23ページ、20款諸収入4項雑入2目雑入4節衛生費雑入200万円の減はリサイクル事業収益金の減によるものです。資源ごみ

は入札で売却処分していますが、主にアルミの売却単価が下がったことによります。ちなみにアルミの売却単価は平成27年6月は1トン16万1,000円であったものが、平成28年6月の入札では1トン11万1,800円にまで下がり、昨年12月は11万6,500円で下げ止まった状況となっています。24、25ページ、21款市債1項市債3目衛生債2節清掃債590万円の減額について説明します。一般廃棄物処理施設整備事業債150万円の減は山陽処分場遊水地の補修工事の調査設計を不執行としたため減額するものです。また、清掃運搬施設整備事業債440万円の減は4トンパッカー1台と2トンダンプを購入しましたが、その入札減により起債額を減額するものです。

森弘下水道課技監　まずは歳出分について説明します。42、43ページ、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、本補正案は浄化槽設置整備事業補助金の財源の付け替えになります。通常、国費は単年度で使い切りますが、この財源である循環型社会形成推進交付金は国費を年度間で調整ができます。昨年、85基予定していたところ実績は83基で、余った2基分の補助金49万5,000円を年度間調整で今年度に回しました。その分、今年度分の補助金49万5,000円が減らされますので、一般財源に付け替えたものです。続いて歳入、16、17ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金49万5,000円の減は、同じく年度間調整による内示額の減によるものです。

小野泰委員長　説明が終わりました。それではまず繰越明許費。

下瀬俊夫委員　マイナンバーのカードの発行状況が分かれば教えてください。

長井市民課長　1月末現在で山陽小野田市の申請件数は6,103件です。

下瀬俊夫委員　もともとは基本的な方向とすれば100%だろうと思うんですが、対象に対して何%ですか。

長井市民課長　人口に対して、9.53%です。

下瀬俊夫委員　これは新年度でも多分議論になると思うんですが、今後の見通しの問題ですよ。どういう見通しを持っていますか。

長井市民課長 申請件数が昨年の夏辺りから月に100件前後で、ほぼ落ちずに推移しています。当面この程度の申請件数が毎月あるのかなと予測はしています。平成30年度から健康保険証の機能も搭載するというようなことを国は言っていますので、その前辺りからまた若干増えてくるのではないかなという予測はしていますが、健康保険証の件も詳細は未定ですので、はっきりとしたことは申し上げられません。

下瀬俊夫委員 いずれにしても、1割にもまだ満たないという状況で、もともとは8割を超えないといろんな機能は付けないという方針だったんですよ。それが1割に満たない段階、全国的にそういう傾向ですよ。その傾向の中で、例えば社会保険、国民健康保険なんかの対応ができるようにするというので、果たしてうまくいくかどうか。これは改めて新年で議論したいと思います。

小野泰委員長 次は環境課関係いきましょう。4款。

岡山明委員 火葬場の件ですけど、今、工事も進んでいる状況の中で、この地域の方々と言ったらおかしいですけど、土地の所有者の方々がいます。そういう方々の承認というか、承諾を皆得られているかどうか、それだけ確認したいんですけど。

木村環境課課長補佐 火葬場の建設に向けての同意に関する内容ですけども、墓理法上の施行細則という規則があり、新火葬場の範囲から220m以内に入っている方がいる場合については、支障があるかないかということで、判断をする材料の中に同意を得るような形を取っていくというようなことが決まっています。その中で同意を取るほうが望ましいものについては、15件程度あります。そのうち同意をもらっているのが13件程度あります。未取得はあるんですけども、事業所を構えているところが1か所と、あと住宅があるんですけども、これは西善寺という自治会になるかとは思いますが、新しい家が建ってきている関係もありますので、そういったところがまだ取れていないところがありますが、それは家が完成等した場合については、承諾をもらおうと考えています。

岡山明委員 今事業されている方は1軒。あと住宅が1軒。その2軒に関しては今後整備する状況の中で同意してもらえる状況ですか。

木村環境課課長補佐 住宅のほうは問題ないかと思うんですが、事業所につい

ては、なかなか難しい。3年間、何度もお伺いしていますので、できる限り同意をもらえるように誠心誠意、粘り強く交渉を続けていくしかないと思っています。

岩本信子委員 塵芥処理手数料についてお伺いしたいんですが、1,900万円手数料が減っていますが、事業系のごみが減ってきて、チェックを厳しくされたからと言われるんですが、手数料が減ということは、売上げが減ることに通じるのではないかなと思うのですが、どのようにチェックされて、減ったという形になっているんですか。

渡邊環境事業課長 ごみの搬入の際に管理表を提出してもらっています。搬入した業者名、それと排出者の名前、搬入したごみの内容が記載されています。それをチェックしていくと、不自然なものが少なくありません。搬入した業者に問い合わせたところ、実は市外のごみを合わせて市内の事業所から出たように見せかけて持ち込んだというのが判明したり、あるいは自社の山陽小野田市在住の従業員の名前を排出者にして市外から持ち込んでいたというのがかなりありました。そういったところに厳重注意してそういう行為はやめるように指導した結果、ごみが減ってきたということになります。そのほかに事業系の廃棄物の中で廃プラスチック類は産業廃棄物になりますので、そういったものもお断りしました。その結果、前年度比で約2,000トン減る見込みとなっています。

岩本信子委員 よそから入ってきたごみは、処理できないとか手間の掛かるごみとかそういうごみですか。

渡邊環境事業課長 市外からの搬入というのは廃棄物処理法の趣旨に反する行為です。廃プラスチックについては産業廃棄物ですので、民間の産業廃棄物処理施設で適正に処理するというのが筋です。

岩本信子委員 でも逆に1,900万円の減ですよ、結局。処理法の中で市内のものは、よそでやってはいけないという法律があるわけですか。

渡邊環境事業課長 法律の何条かにそういう規定があるわけではありませんけど、廃掃法で一般廃棄物処理基本計画を立てなさいという規定があります。これは義務です。その中で処理の区域を設定することになり、山陽小野田市では山陽小野田市内から廃棄される一般廃棄物を処理する。宇部の場合は当然宇部市内の一般廃棄物を処理する。市内の一般廃棄物を

処理するという形で決まっていますので、市外からの搬入はできません。

下瀬俊夫委員 その件に関連する問題ではあるんですが、市内の豊業者が持ち込んで処理をしたいというときに、それは産廃なのかそれとも個人が出すごみなのかというところが若干争点になりました。たまたま豊替えをした個人がなかなか運べないということで、豊業者に頼んで運んでもらったという証明があれば、これはセンターで処理ができるんだという時期があったわけですね。それが途中から変更になったという話があります。そこら辺について具体的にその経過とかその変更になった理由が分かれば教えてください。

渡邊環境事業課長 過去の経緯については存じ上げていないんですけど、現在法律を勉強して判断したところ、豊業者が替えた豊について、本豊であれば一般廃棄物に該当しますので、市に持ち込むことはできます。しかし、スタイロ豊、いわゆるプラスチック系が入っていますので、これは産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物処分場で処理していただくということになります。個人が自分で豊を替えた場合、その場合は材質に関係なく一般廃棄物になりますので、収集運搬の許可を持った業者に委託すれば搬入することはできます。

下瀬俊夫委員 実はこの件は議会報告会で市民の方から疑問が出されて、担当委員会でかなり議論した上で担当部長とも協議して、個人が持ち運びできないので業者に頼んだんだという証明があれば、処理ができるという時期があったんです。今言われたようにスタイロ豊の場合もセンターで処理ができるという対応をされていたのが途中から変わったんです。なぜそれが変わったのかということを知っているんです。

渡邊環境事業課長 私は過去の経緯を知りませんので、現在の環境事業課ができたのが平成27年度で、その段階で法律を勉強してそのように判断したということで、変化したという意識自体は持っていませんでした。

下瀬俊夫委員 部長どうですか。これ部長が対応されて、そのような対応ができるということでやってきたわけでしょ。

佐久間市民生活部長 平成27年の1月の議会報告会だったと思います。下瀬委員が言われたように個人宅の豊を入れ替えたときに、宇部市とかいろんなところから豊を持ち込まれたらいけないから、その個人の豊替えを



しましたという証明があれば、6 畳分なら6 畳分ということで受け入れるという回答は今下瀬委員が言われたように私のほうで当時の環境衛生センターと協議して回答したということはそのとおりです。なぜ変わったのかというのが渡邊課長も言いましたけど、本来一般廃棄物と産業廃棄物の分類は今説明したとおりになります。それで市内の個人の畳屋にその旨を伝えて、変わったというよりもそういうことで協力してもらえないかということで、産廃と一般廃棄物の区分をこのようにするというで説明して、個人の畳屋に御了解をもらう中で、そういう方向になったという私の認識です。

下瀬俊夫委員 業者からすれば、今、畳屋というのは本当に仕事がないわけですね。そういう中で少なくともそういう仕事が出たときに、個人の方から頼まれてこれまで運んで処理ができていたと。それが途中からできなくなっただという点でいえば、当然その法律が変わったわけじゃなく、法律に対する解釈が変わったわけですよ。これについて、うちの委員会でもかなり問題になりました。議会で問題になって、そのことを所長と話をしたわけですが、これはいちゃもんですか。議会の議員が議会の中で審議された内容を所長と話をすることがいちゃもんになるんですか。

小野泰委員長 静粛に。

下瀬俊夫委員 発言は指名されてから発言すべきです。ある職員から、私が委員長として所長と話したときに、お前の言っていることはいちゃもんだという言い方をした職員がいる。一般市民がそういうふうに途中で変更されたことについて疑問を持ったわけですよ。それもうちの委員会で議論された内容が部長を通じて了解を取った話が途中で変わったわけです。それは重大問題ですよ。だったらその点をなぜそこで変わったのかということをお前があなたに確認していたわけですね。そうでしょ。それは、いちゃもんですか。

池田環境事業課課長補佐 先般12月の16日ですかね、議員の皆様にもいろいろな部署で許可がない限りは立入りを御遠慮願いますという取り決めがあったと思います。それがあっても関わらず、環境事業課の中にノックもせず、どすどすと入ってこられた。そこでいろいろと過去の経緯からそういうことをおっしゃったので、そこでそういう発言を私は個人的にしましたけども、それを取り上げられるというのはどういうことでしょうかということですよ。

下瀬俊夫委員 いや、所長に聞いている。ノックして入るか、入らないかは関係ない、そんなことは。

小野泰委員長 ちょっと静粛に、静粛に。

渡邊環境事業課長 いちゃもんではありません。そのときに私は下瀬委員に実際に管理表とかを確認してみないと何とも言えませんがということをお願いしたと思います。そのぐらいお話したところで、私と下瀬委員の話が途切れたという形だったと記憶しています。

下瀬俊夫委員 最初から進入禁止がどうのこうのの話じゃなかったんですよ。今の委員会審査の内容について担当の所長と話をしている最中に、それに割り込んできたわけですよ。これはけしからん話だと。議会で活動していることについて、所長に確認していることがいちゃもんだという言い方をしたわけですよ。そういう点で、こういう対応は大変まずいと思っています。この問題はまた改めて新年度でやりますが、今言ったように畳を替えた個人が自分で運べないから業者に頼んだという、この行為をどうみるかという問題ですよ。その証明さえあれば対応できるんだということが途中でなくなってしまった。このことを問題にしたわけですから、そういう点ではもっと柔軟な対応をしてもいいんじゃないかなと思うんですがね、いかがですか。

渡邊環境事業課長 個人が自分で畳を買ってきて替えたという畳でしたら、収集運搬の許可を持っている業者に環境衛生センターへの搬入を委託されれば可能です。畳業者が替えたものをそのまま持ってくるのであれば、先ほど申しましたように本畳の場合は一般廃棄物ですけど、スタイロ畳の場合は産業廃棄物になります。

下瀬俊夫委員 これは今言ったように部長の決裁でそういうきちんとした証明さえ取れば、処理をしてくれていたわけですよ。それが途中から駄目になったわけですよ。例えば個人が搬送業者に頼めばいいじゃないかという話がありますが、本来個人が持って行っても処理してくれるわけですよ。個人で持って行けない人、それは業者に頼めということですか。その証明さえあれば畳業者が運んで処理できたということが途中で変わったわけですよ。その途中で変わったということを私は問題にしているわけですよ。変わったわけですよ。部長さん。

佐久間市民生活部長 廃棄物の中で事業活動に伴う産業廃棄物、事業活動に伴っても事業系の一般廃棄物、様々あります。同じものでも個人が出せば一般廃棄物で、事業者が出せば産業廃棄物と、同じものであってもそういうことがあって、この法律の中でどう廃棄物を分類していくか非常にグレーな部分があります。豊については平成27年の初めに議会報告会の話もあって、決裁という内容ではないんですけど、現場と再確認する中でそういう回答をしたのは事実です。なぜ変わったのかということになるんですけど、廃棄物の処理についての本来の姿にできるだけ戻していくと。ただ、誤解があったり、苦情があったり、いろいろな要望等もある中、その排出者に説明して理解をもらう中で平成27年のほぼ1年、こういうことを繰り返してプラットホームとかでいろいろ指導する中で、理解してもらう中でやってきています。一方的にばっさりやるという話じゃなくて、その排出業者に説明して理解をもらう中でやってきたと。個人の豊業者の方にもその辺を説明しながら理解をして進めてきたということですよ。

下瀬俊夫委員 残念ながらそういう状況ではない。多分部長が言われるのは豊組合等に入っている関係者だろうと思うんですね。ところが今、豊業界は大変な状況でほとんど仕事がないために豊組合の組合費さえ払えないという方が大変多いんです。だからほとんど脱退されています。そういう中で、産廃と同じような処理手数料を取るということ自体が大変酷な状況じゃないかなと考えています。だから部長が言われたように、個人で捨てに行けないから個人から頼むんだということで証明さえあれば、対応していたんだという、そういうのが温情主義としてやっぱり正しいんじゃないかなという感じがします。

岩本信子委員 確認を取りたいんですけど、今の話の中で、例えば家庭で豊を出したいときには電話して取りに来てくださいとか、そういう制度がありますよね、お金は掛かるかもしれないんですけど。どうですか。

渡邊環境事業課長 豊は大型ごみの扱いになっていますので、連絡があれば予約を取って収集に行っています。

小野泰委員長 ほかにありますか。審査番号5番、全体的によろしいですか。それでは質疑を閉じます。ここで職員の入替えをします。5分間休憩します。35分から始めます。

---

午後 2 時 2 9 分休憩

---

---

午後 2 時 3 7 分再開

---

小野泰委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。次に審査番号 6 について執行部の説明をお願いします。

深井社会福祉課長 22、23 ページ、20 款 4 項 3 目過年度収入 1 節過年度収入は、平成 27 年度の生活保護事業及び生活困窮者自立支援事業に係るものです。生活保護費国庫負担金 1,073 万 5,000 円は、医療扶助費に係る国庫負担金の不足分です。生活困窮者自立支援事業費国庫負担金 7 万円の増額は、生活保護受給者の就労支援員である任期付職員の人件費に係る国庫負担金の不足分で、その下の生活困窮者自立支援事業費国庫補助金 5 万 6,000 円の増額は、生活保護適正化事業の中に警察との連携協力体制強化事業があり、これに警察 O B を 1 名任期付きで雇用しています。この職員の人件費に係る国庫補助金の不足分です。続いて、36、37 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費のうち社会福祉課に係るものは 13 節委託料から 23 節償還金、利子及び割引料までの三つです。まず 13 節委託料は、民生児童委員行政調査委託料を 12 万 6,000 円増額するものです。これは、国が民生委員・児童委員の活動費に係る地方交付税の額を現在の 1 人当たり 5 万 8,200 円から 800 円増額し、5 万 9,000 円とすることに伴うものです。20 節扶助費は住宅確保給付金を 180 万円減額するものです。当初予算では延べ 45 か月分の利用を見込んでいましたが、12 月末時点で述べ 19 か月の利用にとどまっていますので、若干の余裕を残して不用見込額を減額するものです。23 節償還金、利子及び割引料 237 万円は、平成 27 年度の生活困窮者支援事業に係る国庫負担金の超過分を返還するものです。主なものは、住宅確保給付金の執行額が見込みよりも大幅に少額であったことによるものです。歳入 18、19 ページ、15 款 2 項 2 目民生費 県補助金 1 節社会福祉費 県補助金のうち民生委員活動費の 6 万 3,000 円の増額と 2 節児童福祉費 県補助金のうち児童委員活動費 6 万 3,000 円の増額は、歳出で説明した民生児童委員行政調査委託料 12 万 6,000 円の増額に伴うものです。歳出の説明のときは地方交付税の増額と言いましたが、この交付税は県に交付され、県はこれを補助金として市町に交付されます。

桶谷国保年金課長 続いて、国保年金課分です。28節繰出金のうち国民健康保険特別会計繰出金は207万1,000円減額するものです。内訳は事務費等繰出金が289万3,000円の減額、国民健康保険負担軽減対策繰出金5万円の増額、特定健診繰出金14万2,000円の増額となっています。

吉岡高齢福祉課長 3款1項1目28節繰出金の介護保険特別会計繰出金560万1,000円の減額は、介護給付費等の決算見込みによる減額や財源内訳の調整により、介護保険特別会計への繰出金を減額するものです。

兼本障害福祉課長 2目障害者福祉費の16億9,986万円から2,207万3,000円減額して、16億7,778万7,000円にするものです。それぞれの節について当初予算額の執行状況を確認する中で決算見込額をもって、今回の補正額を算出しています。内訳として、12節役務費の手数料300万円減額は、計画相談支援、地域定着支援、地域移行支援の各給付費の利用状況からの決算を見込んだ減額です。19節負担金、補助及び交付金157万3,000円の減額は、障害者相談支援事業負担金の減額です。宇部市と本市で3か所の相談事業所へ相談業務をお願いしており、相談費用を双方で相談実績に応じて案分して負担しており、平成28年度分の精算を見込んだ減額です。20節扶助費1,750万円の減額は、福祉医療助成費及び福祉タクシー助成費の決算を見込んだ減額です。なお、これらの財源調整として、14、15ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費国庫負担金の自立支援給付費150万円の減額、18、19ページ、15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費県負担金の自立支援給付費75万円の減額、同款2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費県補助金385万円の増額は、福祉医療助成費高額療養費の雑入減額により、県補助金の歳入が増額するものです。22、23ページ、20款諸収入4項雑入2目雑入3節民生費雑入のうち福祉医療助成費高額療養費2,515万1,000円のうち障害福祉費に係るもの2,160万円を減額します。

吉岡高齢福祉課長 36、37ページ、3目高齢者福祉費、長生園負担金について説明します。長生園組合については3月末で解散し、4月からの養護老人ホームの運営は下関市に本拠を置く社会福祉法人さわやか会に移譲する予定です。予算書の長生園負担金は、解散が10月から3月に延

びたことによる退職金などの人件費の増額、建物の修繕等を構成市である山陽小野田市と宇部市の分担金で補填するもので、山陽小野田市の負担が232万7,000円の増額となっています。次に厚狭地区介護施設整備補助事業の繰越しについて説明します。議案の7ページ、本事業は、第6期山陽小野田市高齢者福祉計画に基づく施設整備に対する補助事業で全額県支出金である山口県介護施設等整備補助金及び介護施設等開設準備経費補助金を充てて補助するものです。今年度、厚狭地区に地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護施設を併設する施設を整備する予定でしたが、土地の開発工事の遅れや入札の不調等により今年度中に事業の完了が見込めないため、平成29年度に全額繰り越すものです。また、歳入の県支出金については、県で全額繰越手続を行ってもらっています。現在、開設時期は3施設とも平成30年2月ごろを予定しており、平成29年度中には開設できる見込みです。

桶谷国保年金課長 4目後期高齢者医療費は582万6,000円増額し、補正後の額を11億1,825万7,000円とするものです。内訳は19節の山口県後期高齢者医療広域連合負担金は、額が確定したことにより、6万1,000円減額するものです。28節後期高齢者医療特別会計繰出金も額が確定したことにより、588万7,000円増額となります。内訳は、事務費繰出金が10万7,000円の減額、保険基盤安定繰出金が599万4,000円の増額となっています。このうち、保険基盤安定繰出金には、特定財源があります。18、19ページ、15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費県負担金において、後期高齢者医療保険基盤安定費を449万5,000円増額しています。

深井社会福祉課長 38、39ページ、3款1項9目臨時福祉給付金のうち3節職員手当から19節負担金、補助金及び交付金までは決算を見込んで皆減するもので、総額で2,825万円です。23節償還金、利子及び割引料46万1,000円は、平成27年度の臨時福祉給付金に係る国庫補助金の超過分を返還するものです。これは最終の補助金申請時において事務費、給付金ともに少しの余裕を見ていたこと及び支給した方のうち、支給後に修正申告等により支給対象から支給対象外となった方がいたことによるものです。歳入16、17ページ、14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金2,817万1,000円の減額は、臨時福祉給付金の減額に伴うものですが、支出の減額は2,825万円7万9,000円の差があります。これは、当初予算において、職員の時

間外勤務手当を計上していませんでしたが、実際に約7万9,000円の時間外勤務手当が生じたので、これを新たに補助対象経費に加えたことによるものです。

川崎こども福祉課長 38、39ページ、2項1目児童福祉総務費です。40、41ページ、12節役務費、手数料108万4,000円の減額は、福祉医療助成事業に係る審査手数料について決算を見込んで補正するものです。25節積立金100万円の増額は、市内事業所から子供の福祉向上を目的として寄附をもらいましたので、地域福祉基金に積み立てるものです。38、39ページ、この1目児童福祉総務費の財源内訳ですが、その他の欄の寄附金620万円増額のうち100万円は、今説明した事業所からの寄附金で、残りの520万円は、先の審査で企画課が説明したとおり、企業版ふるさと寄附金を補正するもので、これは子育て総合支援センター整備事業に充てるため、ここに特定財源として上がっています。また、この企業版ふるさと寄附金の補正に伴い、センター整備事業の財源である市債、子育て総合支援センター整備事業債470万円を減額、そして併せて一般財源50万円を減額しています。これに係る歳入は、20、21ページ、17款1項3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金において事業所からの寄附金100万円、企業版ふるさと寄附金520万円です。また、24、25ページ、21款1項2目民生債1節児童福祉債、子育て総合支援センター整備事業債470万円を減額しています。この他の歳入は、複数の事業が一つの補助金となっているものもあるため、最後にまとめて説明します。歳出40、41ページ、2目児童措置費13節委託料、病児・病後児保育事業委託料377万6,000円の減額は、今年度に整備する病児保育事業所について、開所の時期が当初の計画よりも遅れ、3月開所となることから、年間利用人数に基づく委託料の加算額が減ることとなるため、これを減額するものです。保育所運営費私立分7,541万4,000円の減額は、保育所に給付する施設型給付費について決算を見込んで補正するものです。19節負担金、補助及び交付金は3,606万4,000円の減額で、延長保育促進事業補助金354万円、一時預かり事業費補助金285万9,000円、私立幼稚園運営費負担金229万円、地域型保育事業運営費負担金2,737万5,000円は、いずれも決算を見込んで減額するものです。20節扶助費は7,334万7,000円の減額で、乳幼児医療助成費1,080万円、子ども医療助成費728万2,000円、児童手当3,326万5,000円、児童扶養手当2,200万円は、いずれも決算を見込んで減額するものです。4目保育所費は、歳出の補正はありません。

んが、財源内訳が変更となるもので、使用料として入ってくる公立保育所の入所児童の保育料歳入を1,150万円減額し、諸収入の公立保育所に入所している市外在住児童の運営費分の歳入を600万円増額し、差引き550万円、決算を見込んで特定財源を減額するものです。6目児童クラブ費13節委託料、保育業務委託料304万円の減額と18節備品購入費65万円の減額は、今年度に本山と小野田の2か所のクラブにおいて、クラスを増やし、高学年の受入れを行う予定で、これに必要な支援員賃金と備品購入の予算措置を行っていましたが、今年度の拡充を見送り、予算を減額するものです。この理由としては、今年度はこの2か所に加え、有帆と須恵の計4か所を整備する予定としていましたが、運営の委託先で拡充に係る支援員の確保が困難であるということで、今年度はまず3年生までの受入れができていなかった須恵とクラス数の変わらない有帆をすることとしたためです。続いて、歳入について説明します。12、13ページ、12款2項1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、保育所運営費負担金1,549万円の減額は、私立保育所入所児童の保育料について、決算を見込んで補正するものです。14、15ページ、13款1項2目民生使用料1節民生使用料、保育所使用料1,150万円の減額は、公立保育所に入所する児童の保育料について、決算を見込んで補正するものです。14款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費国庫負担金6,288万7,000円の減額は、保育所運営費、児童扶養手当、児童手当、施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金について、決算を見込んだ歳出の減額に伴い、国庫負担分を減額するものです。16、17ページ、14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金445万2,000円の減額は、病児・病後児保育事業、延長保育促進事業、一時預かり事業、児童クラブ事業に係る補助金で、決算を見込んだ歳出の減額に伴い、国庫補助分を減額するものです。18、19ページ、15款1項1目民生費県負担金2節児童福祉費県負担金2,146万円の減額は、保育所運営費、児童手当、施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金について、決算を見込んだ歳出の減額に伴い、県負担分を減額するものです。続いて15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費県補助金のうち、多子世帯保育料等軽減事業費253万8,000円の減額は、県と市が共同で実施している保育料の軽減事業について、決算を見込んで県の補助分を減額するものです。その下の乳幼児医療助成費、子ども・子育て支援交付金、施設型給付費補助金は、決算を見込んだ歳出の減額に伴い、県補助分を減額するものです。22、23ページ、20款4項2目雑入3節民生費雑入、福祉医療助成費高額療養費のうち、こども福祉課関係分は、



乳幼児医療助成金が353万5,000円の減額、子ども医療費助成金が1万6,000円の減額で、いずれも決算を見込んでの補正です。その下の雑入金600万円の増額は、公立保育所に入所している市外在住児童の運営費分について他市が負担する歳入を決算を見込んで補正するものです。

深井社会福祉課長 42、43ページ、3款3項2目扶助費のうち20節扶助費9,000万円の減額は、生活保護受給者数の減少に伴い、不用額が高額となる見込みの扶助費を減額するものです。23節償還金、利子及び割引料1,441万6,000円は、平成27年度の生活保護事業に係る国庫負担金の超過分を返還するものです。これは生活保護受給者数の減少により不用額が生じたものです。歳入14、15ページ、14款1項1目民生費国庫負担金のうち3節生活保護費国庫負担金6,750万円の減額は、生活保護扶助費の9,000万円減額に伴うものです。4節生活困窮者自立支援事業費国庫負担金135万円の減額は、住宅確保給付金の180万円減額に伴うものです。

岩佐健康増進課長 42、43ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費13節委託料、妊婦健康診査委託料について説明します。一人の妊婦が出産までに14回の健康診査を無料で受診することができます。当初、延べ受診件数を6,390件と見込んでいましたが、平成28年12月末の実績で約4,300件であり、3月末までを延べ件数5,950件と見込んで減額するものです。受診する回数により委託金額が異なるため、減額する金額は391万3,000円です。続いて、同目保健衛生総務費19節負担金、補助及び交付金、産科医分娩手当補助金を101万円減額するものです。山陽小野田市産科医等確保支援事業補助金要綱に基づき医療機関に補助しているものです。当初360件の分娩件数を見込んでいましたが、実績が259件と見込みより少なかったため減額するものです。これに伴う歳入については、18、19ページ、15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費県補助金の産科医等確保支援事業費を33万6,000円減額するものです。これは、山口県医師就業環境整備総合対策事業費補助金の補助率が3分の1ですので、実績件数に合わせて減額します。

小野泰委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 37ページの福祉医療助成の額、実績を見越してという話です

が、これは対象者がかなり減ったんですか。それから福祉タクシーの件も合わせて対象は減ったのかどうなのか。

兼本障害福祉課長 福祉医療助成費については、人数の増減によって金額が計れるものではありません。人数は大体横ばいの1,880人ぐらいで大体推移しています。極端に減ったということはありません。それから、昨年の実績、決算額と見ても、今年度の決算見込みは去年より少し上回る額ぐらいの予算で組んでいます。少し当初予算が多かったのかなという見解を持っています。それから福祉タクシーの助成費についても昨年度と比較して28年度で2,785名中の1,424名、51.1%の方がタクシー券を受けています。昨年度は2,837人中1,487人、52%の方が受けているので、大体去年並みと捉えています。

岩本信子委員 37ページの節の12と19、これ計画相談支援とかいろいろな支援、三つの支援等、下のほうも相談支援、相談事業だと思うんですが、これは減っているということは予算を見込みすぎたのか、それとも相談する人が少なかったとか、そういう関係で減額になるんですか。

兼本障害福祉課長 300万円の内訳として、計画相談支援が100万円、地域定着が40万円、地域移行支援が160万円です。計画相談については、サービスを受ける方に必ず計画相談、ケアプランを付けるようになっているんですけども、これ1件に対してモニタリングの時期とか、計画期間がそれぞれ違いますので、この100万円についてはその辺りの差だと考えています。あと地域定着と地域移行については、現在、やはり入所施設から地域へという国の流れではありますけれども、なかなか地域移行が進んでいないと、これ当初約8名を見込んで予算を取っていたんですけども、実際には2名の利用しかないということで利用が進んでいないということで減額補正となっています。

岩本信子委員 何か問題があるんですか。予算取っているのに2名しかいないとか、こういうふうには減額になるというのは、相談される方が何かちゅうちょされるとか、周知されてないとか、何かそういう問題があるんでしょうか。

兼本障害福祉課長 地域移行というのは入所されている方が地域に戻って暮らすという事業です。現実問題としてなかなか難しいんですね。実際のどのぐらい地域に戻れるかというアンケートも調査事業者に対してしました。

例えば入所している方で何人ぐらいの方が何か支援をしたら地域に戻ることができるんでしょうかという質問を何か月か前にしたんですけれども、入所施設からの答えは、残念ながら地域移行できる方がないという答えでした。

岩本信子委員 相談体制というか、地域に移行する場合にそれを支える人がいなければできないじゃないですか。その辺が不安で地域移行できないとかいうことになるんですか。

兼本障害福祉課長 体制としたら、できています。

下瀬俊夫委員 臨時給付金の減額ですが、実績をお願いします。

深井社会福祉課長 臨時福祉給付金は、高齢者向け臨時福祉給付金、それと秋に臨時福祉給付金及び障害遺族年金受給者向け臨時福祉給付金の三つがありました。実績については、昨日現在の数字で、高齢者向け臨時福祉給付金ですが、支給対象者7,639人に対して支給済みが7,189人、支給率は95.81%です。次に臨時福祉給付金ですが、支給対象者1万2,529人に対し、支給済みが1万1,005人で、支給率は87.84%です。障害遺族年金受給者向けの給付金ですが、支給対象者349人に対して、支給済みが309人、支給率は88.54%です。

岡山明委員 今の絡みですけど、臨時給付金と障害者、これが遺族、この二つですね。両方とも80%台という状況の中で、申請の終了が1月4日ですね。高齢者は29年9月ですけど、この二つ、臨時と障害者遺族、これが29年9月と1月4日という中途半端な締切になっているんですけど、そういう状況の中で今回1,700万も申請していないという数が出ているんですけど、1月4日といたら正月ですね。正月明けたらすぐ締切りというのはいかがなものかと思うんですけど、例えば2月末とか猶予があれば、月末とか正月を過ぎて、ある程度の期間を置いて終了と、それが1月4日というのはいかなる日にちと思うんですけど、その辺どうですか。

深井社会福祉課長 臨時福祉給付金については、申請の受付開始が10月1日だったと思います。それから要綱に従って3か月プラス1日ということを見ると、どうしても1月4日ということになります。実際に申請の受付を締め切ったのは、1月4日以降のその週の最後の金曜日まで余裕

を見ました。それ以降はやむを得ない事情のある方については申請を受け付けています。

岡山明委員 3か月という条件で話されましたが、10月1日というのは決まっているんですか。例えば年末年始があるということで、その分を考慮して、例えば10月15日から1月15日とか、1月1日ではなくて、ちょっとずらす。利用者に対して利便性を考えた日にちを設定するという形は、来年は考慮することはあるんですか。

深井社会福祉課長 申請受付期間は各市町村に任されています。しかし、臨時福祉給付金については、国からは極力10月の早い時期に受付開始をなさいたいというものがありませんでした。実際に市民からも臨時福祉給付金の受付はいつからするのかという問い合わせがありました。ですから、早く受付開始をしなければいけないだろうと判断して、10月1日から受付を開始したものです。

下瀬俊夫委員 問題は締め切った後、理由があればということですよ。厳密にそれをどのようにするかという問題が出てくると思うんですが、基本的には、それなりの理由があれば受付処理をしていると理解してよろしいでしょうか。

深井社会福祉課長 そのとおりです。

下瀬俊夫委員 新年度も多分こういう問題が出てくると思うので、市役所の正面に受付を置くより、場所を少し変えたほうがいいかなと思うんですよ。というのは、ほとんど一日中じっと座っているだけの人が何人かあそこにいると異様な雰囲気なんですよね。ちょっと場所的にはまずいなと思っているんです。そこら辺の検討をお願いします。

岩本信子委員 厚狭地区の介護施設の整備補助事業ですが、これは6期の計画で厚狭地区にできるんですが、遅れているわけですよ。29年度中にはできると言われていたんですけど、遅れた理由を言われましたかね。聞き漏らしたようなので。

吉岡高齢福祉課長 厚狭地区の施設に関しては、2か所の整備の予定です。1か所については用地の造成工事が隣接地の所有者及び水利組合との折衝の結果、稲刈り後にしてほしいと。当初28年5月に着手を予定してい

ましたが、稲刈り後にしてほしいということで28年10月着手へと変更になっています。それに加えて追加工事の発注、天候不良の要因等により、最終的に造成工事の完了が29年の2月末の予定ということです。これが1か所の遅れている原因です。もう一つについては、この整備事業に伴い、現在建っている職員の寮がありますが、この解体工事が必要になってきます。しかし、解体工事の業者の選定に時間が掛かったということです。入札が不調ということでしたので、遅れています。

岩本信子委員 こういった介護施設というのは中学校区ぐらいで計画されているんじゃないかと思うんですけど、厚狭地区には何か所かあるような気がするんですけど、これは別に計画上の中の割合とか、それで建てることには問題はないんですか。

吉岡高齢福祉課長 施設整備については、日常生活圏域ごと、中学校区ごとに整備を計画しているところです。今までの計画の中で順次、各中学校区に施設を整備していきました。厚狭地区についても、この2か所がありますが、これでおおむね厚狭地区の整備については大体できているというように考えています。

岩本信子委員 41ページですが、保育所運営費、私立の保育所と、その下の補助金も一緒ですが、かなり決算見込みで減額となっているんですが、対象の子供が減ったとかいう理由ではないんですか。

川崎こども福祉課長 保育所運営費私立分、この減額の理由としては二つあると思っています。一つは27年度に保育士給与関係に係る人事院勧告のアップがかなりありましたので、28年度当初予算を立てるときに、また28年度も人事院勧告があるだろうということで予測して見込みを立てたんですが、そのアップ率を多く見積もっていたというのが理由として上げられます。もう一つは、年間の入所延べ児童数が平成27年度に比べて28年度は若干少ない。年間で延べ520名程度入所児童が少ない。これによって決算見込みが当初予算よりも少なくなっているというのが原因です。

岩本信子委員 保育士の賃金の問題ですね。私立でもきちんとチェックされるんですか。

川崎こども福祉課長 私立保育所に支払う運営費の中に処遇改善加算というも

のがあり、これについては県からの指示に基づいた実績報告シートを市に提出してくるようになりますので、そこできちんと給与に反映されているということを市で確認しています。

岩本信子委員 先ほどの公立保育所の部分で手数料というのが、保育料だと思うんですけど、1,150万円減っていますよね。これは公立保育所の定員が満たないという考え方でよろしいんですか。

川崎こども福祉課長 この原因は三つ考えられると思っており、一つは28年度から国が多子軽減の新たな軽減措置を行いました。低所得者、収入360万円未満の世帯について、独り親は第1子を2分の1、第2子を無料とするとか、そういった軽減措置があり、これを当初予算に反映させることができませんでした。この影響額が約240万円あるかと思えます。もう一つは先ほどの私立保育所と同じように、入所延べ児童数が昨年度と比べ減っていること。もう一つは予算を多く見込みすぎました。27年度から公立保育所の歳入については、この使用料で組むこととしており、2年目の予算措置で多めに見込みすぎたという点があります。

岩本信子委員 先ほど多子軽減が国から措置されたから、240万円減ったとか言われましたけれど、公立保育所にはその措置という費用は入ってくるんですか。

川崎こども福祉課長 交付税でその辺りの措置はされているだろうと思っております。

下瀬俊夫委員 2点ほどお聞きします。広域保育という制度があって、例えば山陽小野田市に里帰り出産等をしたときに、上の子供を連れて帰ってきたときに地元の保育所に預ける制度があるわけですね。ところがその出身地の市町村で広域保育をやっていなかった場合には、受入れがなかなかできないという状況にあると聞いています。これは基本的に市町村からそういう負担金を取るということができない場合は、本人負担でも受け入れるということができないのかということが第1点です。第2点は、延長保育の問題です。他市から山陽小野田市に勤めてきている人の負担金はよその出身地の市から出してもらうわけですが、延長保育の場合、それが具体的に取れるかという問題があるわけですが、本市の負担がそれによって増えるのかどうなのか確認できれば。

川崎こども福祉課長 1点目の広域利用については、言われるとおり実施している市町村と実施していない市町村があります。山陽小野田市ではもちろん実施しており、県内の市町はどこも実施していると聞いています。今年度本市でも実際に事例があったんですが、他県から山陽小野田市に里帰り出産をされる方が出産中に上のお子さんを保育園に預けたいけど、その方が住んでいる市町村では広域利用を認めていないので、うちでは利用調整ができなかったという事例があります。この方は認可外保育所を利用して無事に出産は済まれたんですが、広域利用をしていない場合には、認可保育所に入ってもらって、自費で運営費をもらうのかといったところまでは検討していないんですが、かなりの高額にもなりますし、難しいと思っています。広域利用については、やはり市町村のそれぞれの事情もあるとは思いますが、やはりこれは必要なことだろうと思って、本市においては実施しているところです。もう一つ延長保育ですが、短時間認定の方の事業と標準時間11時間を超えての延長保育がありますが、11時間の標準時間を超えての事業は、各保育園の開所時間によって補助金を支給していますので、そこに他市に在住の児童がいても事業費に影響はありません。また短時間保育についても現在市内ではそういった事例はありません。

下瀬俊夫委員 長時間の場合は、基本的に運営費そのものに影響はないと言われましたが、もし短時間でこれを延長した場合には、本市での負担が増える可能性はあるわけですか。

川崎こども福祉課長 これについては、短時間認定の方が延長保育を利用した場合の事業費補助がありますが、とても難しい算出方法で、かなりの需要がないと補助金の対象にならないという事業になっています。というのが、短時間利用の方は利用時間が8時間ですので、それを超えて預けるということですが、当然11時間以上保育園は開いていて保育士はいるので、保育園としてもそれほどの人件費の増にはならないだろうというところもあるんだろうと思います。その事業費に影響はないところですが、他市の利用がどの程度によって、そのために保育士の加配が支障になるという事例が生じることは余りないと思っています。

岡山明委員 確認したいのですが、43ページの妊婦検診の分、390万円残っているんですけど、件数として4,300件。検診を受けた方の人数が分かりますか。

岩佐健康増進課長 当初の延べ件数を6,390件と見込んでいました。12月末現在の実績で約4,300件。3月までの述べ件数の見込みですが、5,950件と見込んでいます。

岡山明委員 4,300と最終的には5,900。差が1,600。14で割ったら115人ぐらいの人数になってくるんですけど、その開きは何が原因で出ているという状況ですか。

岩佐健康増進課長 述べ件数で6,390件としていますが、約500人の方をおおむね考えています。ただ500人が全て14回受けるということではなく、後半では早めに生まれた方とかは受けることができませんので、大体500人で6,390件を見込んでいました。ただ、妊娠届の数も3月末の見込みでも450件に届くかどうかということで、妊娠される方も若干少ないようですので、450件を見込んで、述べ5,950件ということで見込んでいます。

下瀬俊夫委員 41ページ、児童クラブの問題で、今回減額補正していますが、理由が支援員の拡充が困難だと聞いたんですが、拡充が困難ということになるとこれから拡充そのものが厳しくなるわけですが、そういう傾向としてはどうなんでしょうか。

大濱こども福祉課課長補佐 児童クラブについては、このたびは4か所整備を行う予定でしたが、支援員の確保が困難ということで、ずっと社会福祉協議会と予算措置の段階から協議を行ってきたわけですが、実際にクラス数を増やすに当たっての支援員の確保がちょっと難しいということの回答でしたので、高学年の受入れを予定していたところをひとまず断念して、低学年が受け入れられていない須恵小学校を優先して今回整備したものです。今後についても、当面は3年生まで受け入れられていない高千帆、厚狭を優先的に整備していきたいと考えていますが、支援員の確保が、例えば待遇とか変わって受け入れやすくなれば、高学年の受入れにもまた力を入れていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 結局、待遇問題ですか。待遇がほかの業務の関係もあるので、そこら辺の改善が難しいということで、もしそのために支援員の充足ができないのであれば、6年生までの拡充なんて難しくなるんじゃないかと思うんですが、確保できないという理由であれば、その改善策につい



でも考えていかないといけないことになるんですけど、大丈夫でしょうか。

大濱こども福祉課課長補佐 その辺りについては、今後も社会福祉協議会と詰めながら実際に待遇面だけなのか、そのほかの要因等がないかを検証しながら支援員の確保に努力したいと考えています。

岩本信子委員 41ページ、地域型保育事業運営の負担金ですが、ほとんど減額されているような状況ですが、そういう事業所がなかったから負担金減になったということになるんですか。

川崎こども福祉課長 市内に小規模保育事業所を28年度に新しく二つ整備しました。そこへの運営費がほとんどですが、減額の理由は、先ほどの保育所運営費と同じように当初予算を見込む際に人事院勧告分を多少多めに見込みすぎていたことと市内の二つの小規模保育事業所の定員が15人と17人の合計、32人だったんですが、運営費が初めてのことでしたので、年間ずっと32人が入所した場合として予算を組んでいました。ところが事業の開始が前年度の3月ぎりぎりに4月1日からの入所児童を募集した関係で入所児童が年度当初は半分ぐらいしかいませんでしたので、年間の延べ利用児童数が少なかったということが減額の理由となったところですよ。

下瀬俊夫委員 生活保護費です。減額がかなりあるわけですが、生活扶助に渡る減額というか対象者が減ったという話ですが、どの程度減ったのか分かれば教えてください。

深井社会福祉課長 生活保護受給者については、平成24年度1,045人をピークに達して、年々減少して、28年12月末時点においては877人となっています。この減少の要因は、新規に生活保護を受給するようになった方よりも廃止になった方のほうが上回っていたということですが、この生活保護の廃止ですが、平成27年度の例では就労による収入の増加が34名います。次いで死亡が32名、市外転出が24名。この三つだけで全体の約93%を占めています。就労による収入が増加した世帯については、自分で仕事を見つけて生保から脱却するケースと就労支援事業により就労に至るケースがあります。収入の増加により生保を脱却した世帯については15世帯ありますけども、そのうち5世帯が就労支援事業によるものです。就労支援事業の利用者は28年3月末

時点で16世帯ありますので、就労による収入が増加する世帯も今後増加して、やがては生保から脱却につながるのではないかと見ています。

下瀬俊夫委員 そうすると新年度予算は現在の到達点を基にして予算を計上されたと見ていいですか。

深井社会福祉課長 新年度予算については、過去4年間の状況を見ています。それで生保受給者数がどのように変化しているのか。先ほども言ったように、毎年減少していますので、その4年間の平均の減少率を27年度の実績に掛け、更に5%の余裕を見て新年度予算を積算しています。

小野泰委員長 ここまでいいですか。それでは質疑を終わります。ここで職員の入替えをします。5分間休憩します。

---

午後3時43分休憩

---

---

午後3時52分再開

---

小野泰委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号7番、産業振興部関係について説明をお願いします。

白石商工労働課長 46、47ページ、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費を1,464万9,000円減額し、補正後5,856万7,000円とするものです。全額、15節工事請負費で、学校給食センター建設に伴う雇用能力開発支援センターの電気室及び防火水槽の撤去新設整備工事が全て完了し、不用額が生じたので減額するものです。

高橋産業振興部次長 参考資料を2枚配っています。資料1-1は、県事業負担金の一覧です。資料1-2は、災害復旧事業の一覧です。それでは、歳出から説明します。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費について、19節負担金、補助及び交付金において、1,263万4,000円を減額しています。内容を説明します。まず、農地集積協力補助金177万3,000円を減額しています。これは、農地中間管理機構を通じて担い手への農地集積と集約化を図るもので、農地を機構に貸した地域に交付される地域集積協力金及び機構を経由して担い手へ貸した農地所有者又は耕作者に交付される耕作者集積協力金について、決算を見込んで減額

するものです。財源は県100%です。次に新規農業就業者定着促進事業補助金160万円を減額しています。これは、新規就農者を雇用した法人に対して最長5年間の支援を行うもので、対象法人は有限会社グリーンハウスと株式会社花の海の2法人です。当初、グリーンハウス7人、花の海4人の併せて11人を対象としていましたが、退職等により3人が減となり、8人となったことから減額するものです。財源は県が50%、市が50%です。次に、新規就業者受入体制整備事業補助金926万1,000円を減額しています。これは新規就業者を雇用する法人に対して、就業者の受入に必要な機械、施設等の整備費用を支援するものです。対象法人は、有限会社グリーンハウスで、当初、3人を雇用し、ビニールハウスやトラクター、冷蔵庫等を整備する予定でしたが、2人が退職され、ビニールハウス、かん水施設の増設のみとしたことから減額するものです。県が3分の1を負担し、残り3分の2は事業主体のグリーンハウスが負担します。続いて、4目農地総務費28節繰出金において、農業集落排水事業特別会計繰出金22万5,000円を減額しています。これは決算を見込んだ減額です。続いて5目土地改良事業費19節負担金、補助及び交付金において県事業負担金を4,459万1,000円減額しています。資料1-1、減額金額を朱書きしています。それでは、内容を説明します。まず、県営水利施設整備事業、高千帆排水機場機械・電気設備負担金1,524万4,000円を減額しています。国の内示に伴う減額で、当初、1号ポンプ、受電設備、除じん機の更新及び樋門の修理等を予定していましたが、1号ポンプと受電設備の更新となったものです。厚狭中排水機場機械・電気設備負担金1,948万5,000円を減額しています。同じく、国の内示に伴う減額で、当初、常時用ポンプと洪水時用ポンプを各1台、更新する予定でしたが、常時用ポンプのみの更新となったものです。負担割合は、いずれも国50%、県25%、市が25%です。農業基盤整備促進事業赤川頭首工負担金44万円を減額しています。平成27年度より厚狭、赤川地区において、老朽化した農業用取水施設の改修事業を行っており、このたびの補正は、今年度工事の入札差金を減額するものです。事業は、今年度で完了となります。負担割合は、国50%、県30%、市12%、地元が8%です。海岸保全事業として、黒崎開作地区と松屋埴生地区において、既設護岸の改修や堤防のかさ上げによる高潮対策工事を進めていますが、国の内示に伴い減額するものです。黒崎開作地区において259万7,000円を減額しています。当初、延長150mを施工する予定でしたが、97mとするものです。松屋埴生地区において250万円を減額しています。当初、延長150mを施工する予定でしたが、83mとするものです。負担割

合は、いずれも国50%、県40%、市10%です。県営農地整備事業負担金432万5,000円を減額しています。後潟上地区の区画整理事業で、国の内示に伴い減額するものです。なお、今年度で、面的整備はおおむね完了となります。負担割合は、国50%、県30%、市12%、地元が8%です。国の内示変更により、県事業が減額となっていますが、引き続き、予算確保に努めてもらうよう国や県に要望しています。続いて、歳入について12、13ページ、12款分担金及び負担金、1項分担金1目農林水産業費分担金について、1節農業費分担金において、土地改良事業地元分担金17万6,000円を減額しています。これは、赤川頭首工改修事業の精査に伴う減額です。続いて、18、19ページ、15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金について、1節農業費県補助金において、農地中間管理事業補助金を177万3,000円、新規農業就業者定着促進事業補助金を80万円、新規就業者受入体制整備事業補助金を926万1,000円減額しています。20、21ページ、15款県支出金3項委託金4目農林水産業費委託金について、1節農業費県委託金において、換地業務委託費を35万3,000円増額しています。これは、後潟上地区の区画整理事業に係る委託費で精査によるものです。24、25ページ、21款市債1項市債4目農林水産業債について、1節農業債において、農業施設整備事業債を3,560万円、海岸保全施設整備事業債を450万円、それぞれ減額しています。

白石商工労働課長 48、49ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費を1,518万8,000円減額し、補正後1億6,094万6,000円とするものです。19節負担金、補助及び交付金は、地方バス路線維持費補助金を実績に基づき、1,458万8,000円減額します。減額の主な理由は、燃料費の下落による経費の減少です。これに対する歳入の補正は、18、19ページ、15款県支出金2項県補助金4目商工費県補助金1節商工費県補助金の広域乗合バス支援事業費を17万4,000円減額します。48、49ページ、28節繰出金は、工業用水道事業会計繰出金60万円の減額です。工業用水道事業会計の繰出金として、当該会計に属する水道職員に係る児童手当の給付に要する経費の一部を負担することとなっており、人事異動により当初より対象児童数が減少したため減額するものです。2目商工振興費を6,382万4,000円減額し、補正後3億1,845万4,000円とするものです。19節負担金、補助及び交付金632万4,000円の減額は土地開発公社利子補給金です。これは、借入金の一部を償還したこと及び借入利息が下がったことによるものです。21節貸付金5,600万円の減額は、金融機関預

託金で、中小企業振興資金と中小企業大型店対策資金に対する金融機関への預託金について今年度の実績に基づき減額するものです。これに対する歳入の補正は、22、23ページ、20款諸収入3項貸付金元利収入4目商工費貸付金元利収入1節中小企業融資貸付金元利収入の金融機関預託金元金収入を同額の5,600万円減額します。48、49ページ、22節補償、補填及び賠償金150万円の減額は、資金融資債務保証料補給金を今年度の実績に基づき減額するものです。

高橋産業振興部次長 60、61ページ、11款災害復旧費、3項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費について、15節工事請負費において、243万5,000円を減額しています。資料1-2、補正後の金額を朱書きしています。内容について説明します。これは、昨年6月22日、23日の梅雨前線豪雨により被災した農業施設4件の災害復旧工事です。4件のうち、農地災害が2件、福田地区です。資料、上段の表です。水路災害が2件、福田地区、加藤地区です。資料、中段の表です。下段の表、災害復旧費合計欄、左下の国庫補助分212万1,000円を右下の補助分の補完工事として計上していた単独費を31万4,000円、それぞれ減額しています。国庫補助分については、国の審査を受ける査定設計を実施設計に組み替えたこと及び入札差金による減額。単独分については精査による減額です。続いて、歳入について、12ページ、13ページ、12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金について、1節農業費分担金において、災害復旧事業分担金として農地災害の地元分担金47万5,000円を減額しています。農地災害の基本補助率は国が50%、市が25%、地元が25%ですが、国による激甚災害の指定を受けたこと、国庫補助率のかさ上げが受けられたことから、国が91%、市が4.5%、地元が4.5%となり、減額するものです。16、17ページ、14款 国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金2節農林水産業施設災害復旧費国庫負担金において、農業施設災害復旧費として、24万円を減額しています。農業施設災害の基本補助率は、国が65%、市が35%ですが、激甚災害の指定や国庫補助率のかさ上げが受けられたことから、国が95.9%、市が4.1%となり、減額するものです。

小野泰委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 雇用能力開発センターはいつから業務開始をされるんですか。

白石商工労働課長 受電設備と防火水槽については別の場所に移していますので、開館に影響がないような形で工事は完了しています。ずっと業務は行っています。

岩本信子委員 給食センターを造るためにその場所を移動しなくてはいけなかったところだと思うんですけど、移転費用は幾ら掛かったんですか。

白石商工労働課長 1,971万3,481円です。

下瀬俊夫委員 松屋埴生干拓が半分しかできないということですよ。いろいろな事情があるんでしょうが、これは新年度の事業として予算計上されているんですか。

高橋産業振興部次長 市の予算としては、例年どおりの計上をする予定としています。

下瀬俊夫委員 新年度は何メートルを予定しているんですか。

高橋産業振興部次長 延長からすれば同じ150mを計画しています。

岩本信子委員 農地集積協力補助金が出ているんですが、補助金が出る計算の基礎となる金額というのはあるんですか。農地の面積によるとか、耕作人数によるとか、そういうはあるんですか。

高橋産業振興部次長 まず農地の集積集約については農業振興地域内の農用地であることというのがまず条件にあります。出し手と借り手といったマッチングの話がありますので、その中でやはり利用が困難な農用地とか、あるいは貸付けの可能性が低い地域であるとかいったものについては、なかなか受け手が現れてこないという現状があります。地域の集積協力金については、反当り、予算では2万7,000円程度の予算を計上しているところで、出し手の耕作者については、反当り1万円程度の予算を見込んでいるところです。

下瀬俊夫委員 先ほどの一覧表の説明をお願いしたいんですが、厚狭中排水機場というのはどこかということと、洪水用ポンプが次年度以降、これは見通しはあるんですか。

高橋産業振興部次長 厚狭中排水機場については、南高泊干拓に設置してあります。洪水用のポンプは県ともいろいろ調整していますが、新年度で予算化したいということで調整をしています。

松尾数則副委員長 農地の集積の件ですが、集積率がどのくらいまで進んでいるのか確かめておきたいなと思って。いろいろな形で集積率を進めていくという中でいろいろな話が進んでいると思うんですが、なかなか難しいとは思いますが、今はどの程度集積率が進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

高橋産業振興部次長 この事業自体は担い手への農地の集約、集積をしていくという事業ですので、集積率というのは山陽小野田市全体の集積率とかそういった形になるのではないかと考えていますので、この農地中間管理機構事業について集積率が何%かということはお答えいたしかねます。

松尾数則副委員長 中間管理機構というのはそういった集積率を上げていこうという機関じゃないんですか。逆に言えば、そこが一生懸命やれば集積率も上がって、例えば目標が80でしたか、そういうところに上がっていくと思うんだけど。

森山農林水産課農林係長 3地区のところでは50%の集積が行われた実績になります。

松尾数則副委員長 それ以上には進んでいないということね。中間管理機構というのはいろいろなところに進めていこうという機構ではないのか。

高橋産業振興部次長 まず、中間管理機構の中の借受けの希望者という登録をしてもらおう。現在登録をしている形態は法人が9、個人が2という11の形態が今希望を出しています。やはり集約していく中で、地形的なものとかそういったもので、集約が困難な地域にはなかなか手を出していないという現実があるかと思います。そういった中で今後いかにそれを集積、集約していくかというのは農業委員会の関係にもなりますが、農業委員会法の関係もあり、推進委員も新たに出てきますので、そういった皆さん方の協力を今後は得ていく必要があるのかなと考えています。

岩本信子委員 ちょっと戻りたいんですけど、労働諸費のところの学校給食センターができる位置に移転された費用が1,971万3,481円と言わ

れたんですが、工事請負額が1,464万9,000円ですよ、マイナスが。最初の工事の見積りはどこがやったんですか。普通、学校給食センターを建てるために移転したんですよ。そしたらこの労働諸費というよりも、学校センターを建てる場所の教育委員会がやるべきことじゃないかなとは思ったんですけど、一応雇用センターの敷地内だから、そちらが持たれているんですけど、まず工事費用の見積りはどうしたんですか。

白石商工労働課長 予算の計上については、雇用能力開発支援センターに係るものですので、商工労働課で予算計上しました。当初予算の要求については、事業課に積算をお願いしています。市役所の中でということです。

岩本信子委員 入札はされたんですか。

白石商工労働課長 入札を行っています。

岩本信子委員 入札減で1,464万9,000円が出たということですか。

白石商工労働課長 当初予算と予定価格が1,000万円ぐらい開きがあり、正式な見積り等を取らずに市で独自に予算要求のために積算してもらったということで、入札のときの予定価格は2,392万円1,000円と聞いています。それが1,971万4,000円になったということです。

岩本信子委員 では予算要求をするときは3,500万円近い金額で、予定価格で出したら、2,300万円ということですか。

白石商工労働課長 はい、そういうことです。

下瀬俊夫委員 金融機関の預託金の減額ですが、当初予算の金額と実績5,600万円という、大きな減額になるわけですが、なぜこんなに大きくなったのかということも含めて答弁願いたい。

白石商工労働課長 当初予算、中小企業振興資金については1億5,300万円をこのたび5,100万円減額しています。それと大型店舗対策については500万円ほど当初予算がありましたが、支出の予定がないということで全額減額しています。実績については昨年と同じ金額を要求してまいり、今年度の実績については、2月末の融資件数ですが16件。1



件確実に出そうという情報ももらっていますが、27年度は17件という実績でした。

下瀬俊夫委員 これは各金融機関にそれぞれ分割していますよね。実績が分かりますか。

白石商工労働課長 手元に資料がありません。

下瀬俊夫委員 予算審査ですから、きちんとそういうのはそろえてもらいたい。問題は去年よりも増えそうだとおっしゃいましたが、これは預託すれば一定の枠をプラスして貸付をしますよね。16件とか17件が実際に妥当な数字なのかという問題ですよ。中小業者がこれを活用して、本当に地域の活性化を生み出していこうという点でいえば、一つの目安になるわけですよ。そこら辺の位置付けの中で、少し少ないんじゃないかなという気がするんですよ、16件、17件というのは。そこら辺で、もっと積極的にこれを活用してもらおうような方策について、何か考えていますか。

白石商工労働課長 融資制度については商工会議所も政府系の通称マル経という制度を持っていますし、各金融機関でも独自の融資制度を持っています。それらの中で市として独自のセーフティー的なもので、この制度を続けているということです。活用については審査会等で使ってもらえるように金融機関等にもお願いしていますし、両商工会議所にもお願いしています。

下瀬俊夫委員 問題は、実績が少ないんじゃないかと言っているわけですよ。だから、これまでのように会議所をお願いするとかではなしに、市独自に中小企業の振興対策として、この融資制度の活用をもっといろんな方法で考えていく気はあるのかという話を聞いたわけです。

芳司産業振興部長 市の制度融資については、預託先でいうと金融機関として四つ。それと商工中金で五つですが、傾向としては、以前は30件近く年間を通じてあったんですが、今は大体十五、六件ということになっています。この理由としては金利の低い状況が続いていますので、低金利の影響もあって、市中銀行などに流れたということもありますし、融資期間についても繰上償還が増えているという実態があるので、そういった状況に合わせて今回の減額ということです。この市の制度融資については、やはり中小企業の振興を考えたときに市としては持っておく必要

のあるものと考えていますが、ほかの金融機関に対抗してとは思っていません。要は事業者にとって一番いい選択をしていただけたらと考えておりますので、そういった意味では兼ね備えておくべき制度ですが、これをもっともっとというふうなことでは考えてはいないということです。

下瀬俊夫委員 結局、部長の答弁は「民間の金利が安くなったので民間に流れている。しかしうちは依然として現状維持ですよ」と、これは何の意味があるんですか。セーフティーネットの意味があるの。

芳司産業振興部長 たまたま傾向として金利が低いということがありますので、そちらに流れている傾向が強いということです。ただ、こういった金利というのは当然変化しますので、金利が上がったときに市中銀行の金利が上がって不利になった場合は、当然こちらのほうを活用してもらうということです。そういった意味では、いつ状況が変わるかもしれないということで考えたときには、こういったものも必要であるということです。

下瀬俊夫委員 不必要だと言っているわけではないんですよ。問題は市中銀行の金利が安くなっているときに、うちは基本的に変えないという方針かどうなのかということです。あなたはずっと変えないと言っているんですよ、持っておくことが大事だと。ちょっとそれはおかしいんじゃないですか。

芳司産業振興部長 変えないというのは利率のことですか。今は年1.9ということで、民間に比べたら若干高いのかなということはありますが、ただ、保証料であるとか、そういったことを勘案すれば、案件によってはこちらのほうが有利になるということもありますので、必ずしも現在の利率が高いという認識はないということです。

岩本信子委員 保証料150万円の減額になっているんですけど、28年度の実績、何件あって幾ら払ったというのはわかりますか。

工藤商工労働課主査 28年度については1月時点、全部で14件ほど保証を行っており、金額は298万8,993円の保証料となっています。

笹木慶之委員 47ページについてお尋ねします。新規就業者の受入体制整備事業補助金926万1,000円の減額、先ほど3人が1人になったとい

うことでしたね。そのことによる減額ということですか。それと定着促進事業補助金についても同様でしょうか。

高橋産業振興部次長 受入態勢整備事業ですが、当初3名を予定していたところ1名になったということから、1名について機械整備、あるいは施設の整備について2,000万円程度の上限というのがありますので、減額しています。補助率については県が3分の1ということです。それに伴う減額です。同じく新規就農のほうも退職者が出たことから減額ということです。

笹木慶之委員 それに関連して定着促進のほうは単年度で処理できる問題と思うんですが、その下の施設整備の問題ですよ。もし、仮に0になったらどうなるんですか。

高橋産業振興部次長 0というのが、採用がなければということでしょうか。

笹木慶之委員 そうではなく、例えば28年度は一人採用したとしますよね。2,000万円の補助事業で3分の1が国、3分の2が事業者。対象が機械整備のための補助制度でしょ。私が聞きたいのは、1年居たらいいんだけど、翌年になったら誰も居なくなった。ところが機械整備はやったが、それが本当に事業に反映されているかどうか、その辺りの制度が見えないから今聞いているんですが。

高橋産業振興部次長 機械も設備もそうですが、受け入れるために整備するものですので、原則は継続的な定着、受け入れた社員が継続してそこに勤めなければいけないという基本はあります。あくまでも整備をすれば、当然そこに人をあてがうわけですから、当然新たに採用を行って、生産の拡大であるとか、そういった施設整備に見合う人員を配置してもらおうということになろうと思います。

笹木慶之委員 やはり制度の趣旨というものが、それらに向かってきちんと定着していくということをしつかり行政指導しないと、変な方向に行ってしまうって、本来の目的を達成できなくなりますので、その辺はしつかり見届けてもらいたいと思います。

小野泰委員長 ほかにありますか。いいですか。ここで職員の入替えを行います。5分間休憩し、35分から始めます。今日は時間延長して最後まで

やろうと思いますので、御協力をお願いします。

---

午後 4 時 3 0 分休憩

---

---

午後 4 時 3 7 分再開

---

小野泰委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号 8 について執行部の説明を求めます。

榎坂土木課長 一般会計補正予算、土木課分について説明します。最初に歳出について説明します。48、49 ページ、8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費 1 9 節負担金、補助及び交付金の補正について説明します。この負担金については、山口県が事業実施する急傾斜地崩壊対策防止施設緊急改築事業に伴う負担金です。山口県より本年度の事業見込額が示されたので、負担金を 1,383 万 1,000 円減額補正するものです。当初予定は梶上地区及び藤ヶ浴地区で実施する予定でしたが、梶上地区のみとなりました。22 節補償、補填及び賠償金は平成 26 年 9 月 1 日に市道本町古開作線、山陽小野田市中央四丁目の歩道の端、側溝と民地の間で発生した転倒事故の賠償金です。原因としては、道路管理者である市に無断で側溝の壁を壊し、民地の排水を流せるようにしていたため、壊した側溝に段差が生じ、これに足を取られ、転倒したものではないかと思われます。転倒された方は事故後から平成 27 年 9 月 28 日まで入院や通院され、治療を終了されています。この転倒事故に伴う費用等について、損害賠償請求の訴訟を土地の所有者 1 名と土地の所有者の親族 1 名、側溝の占有者である市を訴えています。裁判は、市が加入している道路損害賠償保険会社から依頼を受けた弁護士が担当しています。裁判の中で、裁判所より和解案が提案され、和解に対して原告及び市を含めた被告の 3 者が応じる意向であることが確認され、本年度中に和解が成立するために本件解決金 32 万 5,000 円を増額補正します。50、51 ページ、8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費 1 9 節負担金、補助及び交付金の補正について説明します。この負担金については、山口県が実施する県道における道路改良事業に伴う負担金です。これについても、山口県より本年度の事業見込額が示されたので、負担金を 3,190 万 7,000 円減額補正するものです。主なものとして、県道埴生停車場線は用地の購入が困難な状況となったため、それから、県道小野田山陽線が補助対象となったため、地元の負担金が不用となり

ましたので、減額するものです。3目道路橋りょう維持費、15節工事請負費の補正についての説明です。石油貯蔵施設立地対策交付金において整備する市道小野田須恵線舗装補修工事と市道公園通り丸河内線道路照明灯改修工事の工事請負費について入札差金の787万8,000円を減額補正するものです。続いて4目道路新設改良費13節委託料及び15節工事請負費の補正についての説明です。13節委託料については、JR小野田線に架かっている円人道跨線橋のJR工事委託料で、15節工事請負費については、第2高千帆橋耐震補強補修工事ほか市道路線の道路改良工事費です。これについては、本年度も社会資本整備総合交付金いわゆる国の補助金が大幅にカットされている状況にあり、事業の執行に大きく影響を及ぼしています。補正額は13節委託料が1億円の減額、15節工事請負費が152万円の減額となります。最後に8款土木費3項河川費1目河川管理費13節委託料15節工事請負費及び19節負担金、補助及び交付金の補正について説明します。13節委託料は、東下津地区内水対策詳細設計業務委託に係る入札差金で、326万円の減額補正です。15節工事請負費については、土木工事の仮設計画の見直し等が必要となったため、工事着手を来年度に移行することによる減額で4,000万円減額します。ただし、事業スケジュールに影響はないものと考えています。19節負担金、補助及び交付金については、焼野海岸及び郡津布田海岸において山口県が実施する工事の負担金であり、本年度の事業見込みが示されたため、184万円を減額補正します。続いて52、53ページです。8款土木費4項港湾費1目港湾管理費15節工事請負費及び19節負担金、補助及び交付金について説明します。15節工事請負費については、小野田港において市が管理している野積場にある老朽化した側溝の改修のため工事請負費を100万円計上していましたが、関係機関との調整により来年度以降の施行となったので減額補正します。19節負担金、補助及び交付金については、山口県が実施する海岸防災事業、高潮対策等の事業費負担金で、これについても事業費が内示されましたので、負担金を953万1,000円減額補正します。主なものとして、北竜王排水機場の地下タンク更新において受注業者がなかったためです。60、61ページ、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう河川災害復旧費15節工事請負費について説明します。公共土木施設災害復旧事業については、河川災害3か所と道路災害2か所全ての発注が完了しており、その事業費が確定したため、不用な費用である586万9,000円を減額補正するものです。次に歳入について説明します。14、15ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧

費国庫負担金については、事業費が確定したので、それにあわせて歳入も391万5,000円減額します。次に16、17ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費国庫補助金についても事業費が確定したので、歳入を5,583万6,000円減額します。最後に市債について説明します。24、25ページ、21款市債1項市債5目土木債1節土木管理債から4節港湾債まで説明します。最初に1節土木管理債についてですが、当初の説明にあったとおり急傾斜地対策事業に伴う県事業負担金に併せて、1,250万円減額補正します。次に2節道路橋りょう債については、市道の整備事業費及び県道の事業負担金の減額分により6,930万円減額補正します。続いて3節河川費です。東下津内水対策事業費及び県事業負担金の減額に併せて、4,520万円減額補正します。続いて、4節港湾債です。こちらも県事業負担金に併せて減額するもので660万円減額補正します。21款市債1項市債8目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧債については、事業費確定に併せて230万円減額補正します。最後に繰越明許について説明します。7ページ、8款土木費2項道路橋りょう費4目道路新設改良費の防災・安全交付金事業について、市道上木屋梅の木線橋梁耐震補強補修工事、市道須賀大須恵線通学路安全対策工事、市道高泊千崎線通学路安全対策工事の3路線を4,227万2,000円繰り越します。次に8款土木費3項河川費2目砂防費のがけ崩れ災害緊急対策事業について、災害関連地域防災がけ崩れ災害対策事業測量設計業務委託及び対策工事の2,120万円を繰り越します。引き続き11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう河川災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業について、石束川、音丸川及び柳川の河川災害復旧工事3か所を781万2,000円繰り越します。主な理由は関係機関と地元調整に不測の日数を要したためです。

森都市計画課長 歳出について、52、53ページ、5項都市計画費1目都市計画総務費19節負担金、補助及び交付金の県事業負担金は、南小野田駅付近の都市計画道路新開作二軒屋線の拡幅整備事業に係るもので、県事業費の精算見込みにより市負担額を800万円減額します。また、土地開発公社利子補給金は、借入利率が確定したことにより433万7,000円を減額します。28節繰出金は、下水道事業特別会計繰出金で4,031万8,000円を減額します。次に歳入、24、25ページ、21款市債1項市債5目土木債5節都市計画債を730万円減額します。これは県事業負担金の減額によるものです。次に繰越明許費について、7ページ、8款土木費5項都市計画費の都市公園施設整備事業は、浜河

内緑地トイレの改修事業です。工事は利用者が少ない冬に実施する予定で入札を行いましたが、入札不調となり再積算から再入札に不測の日数を要したため、工事費全額3,610万8,000円を繰り越すものです。小野田駅前地区都市再生整備計画事業は、国の補正予算分で実施する道路、橋りょう及び公園の設計委託料であり、前払い金を除く1,002万3,000円を繰り越すものです。

中森建築住宅課長 8款土木費6項住宅費1目住宅管理費について説明します。

52、53ページ、当初予算1億9,378万8,000円を1,581万9,000円減額し、補正後の予算を1億7,796万9,000円とするものです。その内訳ですが、15節工事請負費は1,481万9,000円の減額です。このうち、約890万円は設計の精査及び落札時の減額によるもので、残りの約590万円は神帆団地の下水道切替工事を中止したことによるものです。神帆団地の下水道切替工事は、平成28年12月22日、5社の業者を指名して入札を実施したところ、入札に参加したのは1社だけで、残り4社が辞退したため、入札は中止となりました。よって、平成29年1月17日、今度は8社の業者を指名して再度入札を実施しました。しかし、6社が辞退し、2社が失格となったため、再び入札が中止となりました。当該工事は、汚水管の埋設や浄化槽の機器を撤去する工事に約1か月、また、浄化槽内の汚泥等を処分する工事に約1か月、合わせて約2か月の工事期間が必要となることから、仮に3度目の入札が成立しても年度内に完成する見込みが立たないと判断し、一旦、工事を中止することとしました。なお、来年度中には切替えを完了したいと考えています。また、発注方法などについて調整を行う必要があるため、新年度当初予算には計上できていません。補正での対応を予定しています。次に19節負担金、補助及び交付金については、耐震診断・改修事業補助金を100万円減額するものです。これは、民間の多数利用建築物の耐震診断事業に対して補助金を交付するものですが、補助金の利用が0件だったことから減額を行うものです。引き続き歳入について説明します。16、17ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金3節住宅費国庫補助金は社会資本整備総合交付金を224万円減額するもので、工事請負費に係るものが174万円、耐震診断補助に係るものが50万円の減額となっています。15款県支出金2項県補助金6目土木費県補助金2節住宅費県補助金では耐震診断に係る事業費を25万円減額しています。24、25ページ、21款市債1項市債5目土木債6節住宅債では公営住宅整備事業債が210万円の減額となっています。これは、工事請負費の減額に伴うものです。

小野泰委員長 執行部より説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。48から53。

下瀬俊夫委員 質疑に入る前にお願いをしておきたいと思うんですが、先ほどの農林水産の場合は、県事業負担金も含めて一覧表を出してもらったんですよ。やっぱり、一定の資料ぐらい出してもらったほうが審査は非常にしやすくなるんじゃないかと思いますので、ぜひ要望しておきたいと思います。

多田建設部長 今後、対応させていただくべく努力します。

小野泰委員長 それでは質疑に入ります。

下瀬俊夫委員 49ページ、賠償金の件でよく分からなかったんですが、32万5,000円、賠償金として予算計上されていますが、和解の内容とか、解決金の金額そのものがこの金額ですか。

榎坂土木課長 全体的な金額は300万円ぐらいになります。その中で当然和解なので過失相殺というのがあります。これで原告の方は75%の責任があると、残りの25%について市と先ほど被告になった2名の方が25%を負担する。その25%の12.5%が市で残りの12.5%がお二方となります。

下瀬俊夫委員 解決金というのは基本的に原告に出されるのが解決金じゃないかと思うんですが、いわゆる治療費で、ここら辺の関係はどうなっているんですか。

榎坂土木課長 先ほど言った金額の中に通院費、入院費、治療費が入っています。

下瀬俊夫委員 この300万円というのが残りの25%分なのかどうなのかということですよ。

榎坂土木課長 300万円は100%で、25%ということは65万円を市と先ほどの訴えられた方で分けるということです。



下瀬俊夫委員 さっき言ったように、和解を勧告されたわけですよ。解決金が示されたわけですよ。原告が訴えたわけですよ。原告が訴えて被告になったわけですよ、市が。裁判所のほうから和解金として提示された300万円は、原告も含めて総額を和解金だというように提示したんですか。違うでしょ。やっぱり被告に対して和解金というのは提示するんじゃないんですか。

榎坂土木課長 そういうことです。32万5,000円を市が払いなさいと言われていました。

岩本信子委員 全体的に言えるんですけども、県事業の負担金が皆、減額になっていると、この補正はですね。それで、事業を二つ出したら一つしか採用されていなかったとか、さっき説明を受けたんですけど、この事業というのは、今年出してすぐではなくて例えば2、3年前ぐらいからずっと県に出して認めてもらっているという部分ですか。県がなかなか予算もないんだらうから削ってくるんだらうけど、うちとしてはきちんともらわなければいけないところがいっぱいあるじゃないですか。その申請の仕方、申請している度合いですか、その辺を説明していただけたらと。

榎坂土木課長 今、お尋ねになった案件については継続事業です。国のほうにも要望もしていますし、日本全国、同じように交付金並びに補助金のカットがされている模様です。

岩本信子委員 全国的にそうだけど、割当てでうちはここですよとかそれぞれの市、県の事業だったら県の中で山陽小野田市はこれだけですよとか、何か決まる基準みたいなものがあるんですか。

榎坂土木課長 山口県内に交付金が下りてきますので、それを県で分配しています。

岩本信子委員 では基本になる数字はないんですね。

多田建設部長 当初予算は、やはり関係機関との調整をする中で、継続事業ということもあります、また、継続事業でありながら前年度まで同じような状況があって進捗がここまでの予定で当初予算を組みます。組んだ段階で国庫補助なりの減額、山口県に対する割当て、その予算自体が振

られる事業内容が道路であったり、そのほかのものであったりいろいろします。その中で進捗の仕方、また手を付けたらその年度にやらないといけない所とか、その度合い、比率は私どものほうに示されていません。ですので、言葉は悪いんですけど、相手次第という部分があります。ただ、相手次第とはいいいながら、その進捗の区切りをにらみながら、強く要望していくという流れの中での継続事業の早期完了をお願いしているという流れになります。

中村博行委員 53 ページ一番下の耐震診断ですけど、今年度も利用者なしということですけども、例年枠取りだけの様な感じがしますが、これに対して今年度どのような啓発活動というか周知をしたのか。また新年度に対しても同じようにすると思うんですけども、その辺りの考えがあればお願いします。

中森建築住宅課長 募集期間は5月9日から7月28日に設定しており、ホームページ、市報等で広報活動を行いました。今年度の予算を計上するに当たり、補助金の対象となる施設は、昭和56年5月31日以前に着工された幼稚園、保育園、診療所及び老人ホームなどのうち一定規模があるんですが、それが補助金の対象となります。28年度、今年度予算を作る段階において、それに該当、言い換えれば耐震基準を満たしていない建築物が1軒ありました。そこが応募するか、しないかというところでしたが、今年度再調査を行い、該当する施設が耐震改修工事が完了したという報告を受け、来年度からはこの予算は計上する予定はありません。

岩本信子委員 53 ページですが、県事業の負担金で、先ほどの高潮対策とかそれからもう一つ住宅管理で、入札が成立しなかったと言われましたよね。高潮対策のほうも業者がなかったということでしたよね。だから事業しないということですが、予定価格の設定に問題があるんですか。それとも業者側の問題になるんですか。どうも納得いかないんですけど、何か理由があるんですか。

中森建築住宅課長 神帆の下水道切替工事が2回とも入札が不成立となりましたけれども、この事業は浄化槽を廃止する工事も併せて行う必要があり、この大きさが120人槽という大きなものです。廃止後に引き抜く汚泥と引き抜いた後の清掃等で140トンの汚水が発生するというので、これを処理するためには一般廃棄物という扱いになりますので、小野田

浄化センターで引き取ってもらわないといけないことになります。小野田浄化センターが1日の能力が90トンの処理能力しかありませんので、140トンの汚水を持っていくとなると、10回程度に分けて持ってきてくださいと協議等があり、かつ、負荷を少なくするために27年度の実績で一番搬入量の少ない1月にとという協議を受け、この時期で発注しました。やはり年末から年度末に掛け、工事等がふくそうすることが多くなり、この工事に魅力がなかったのかなと思って、金額的に間違っているとか、予定価格がおかしいとは考えていません。1回目の入札のときに、あと数十万で落札だったんですけれども、数十万ぐらいの差しかなかったので、2回目も問題なく落札できるであろうということで、同じような形で発注しました。新年度どうしたらいいかということですが、再度搬入時期を調整して、8月、11月がその次に少ない受入れになっているので、その時期に合わせて、工事を発注するとともに、工事の内容の分割化を行って、専門業者等に区分けする形で対応できるかなと考えています。

下瀬俊夫委員 今の件ですが、入札中止という言い方をされましたよね。先般の本会議では入札不調ということで、入札中止と入札不調、この言葉の違いは具体的に何が問題でしょうか。

多田建設部長 入札中止というのは、山陽小野田市においては2社以上が応札することをもって、入札が適切に行われるということになっています。したがって、中止というのは入札を行わない、行える業者数が確保できないということです。仮に6社指名して、5社辞退では、入札が成り立ちません。それをもって入札中止。不調というのは、6社指名したが、何回やっても予定価格を超えたものしか入れてこない。ないしは最低制限価格を下回って失格になる。要は契約予定者が定まらない。これを不調といいます。

下瀬俊夫委員 入札中止というのは、入札がなかったということですね。主体的に行政側が入札をしなかったということでしょう。

岩本信子委員 先ほどの高潮対策で、北竜王の受注業者がなかったと言われたんですけど、今後どうなるんですか。

榎坂土木課長 これは県事業負担金で市が負担しているものであり、入札の執行については山口県において行っていますので、その内容については承

知していません。

下瀬俊夫委員 51 ページですが、県事業、埴生の停車場線ですよね。ここは途中で止まってからかなり長期になっていますよね。今回、県事業負担金を出しているわけですが、それは何かやりますみたいな内示があったんですか。

榎坂土木課長 これは継続事業で行っていますので、用地交渉が成立しなくても毎年度予算計上するものです。

下瀬俊夫委員 そうすると行き詰っているのは用地交渉の関係ですか。

榎坂土木課長 山口県のほうからはそう聞いています。

小野泰委員長 それでは質疑を終了します。以上で全ての質疑が終了しましたので討論、採決に入りますが、関係部長の出席の下で行いたいと思いますので、25分から始めましょう。休憩します。

---

午後5時17分休憩

---

---

午後5時24分再開

---

小野泰委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開します。討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第2号平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

小野泰委員長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり可決すべきものと決定しました。以上で委員会を終了します。お疲れでした。

---

午後5時25分散会

---

平成29年2月28日

一般会計予算決算常任委員長 小 野 泰